

第百五十七回国

参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会会議録第三号

平成十五年十月七日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

十月六日

辞任

岩本 司君
大脇 雅子君

補欠選任

中島 章夫君
田 英夫君

十月七日

辞任

岡崎トミ子君

補欠選任

神本美恵子君

出席者は左のとおり。

委員長

若林 正俊君

理事

愛知 治郎君

常田 享詳君

中川 義雄君

森山 裕君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

荒木 清寛君

小泉 親司君

委員

加治屋義人君

木村 仁君

近藤 剛君

椎名 一保君

田村耕太郎君

武見 敬三君

月原 茂皓君

西銘順志郎君

橋本 聖子君

福島啓史郎君

舩添 要一君

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

法務省刑事局長

外務大臣官房長

外務省総合外交政策局長

外務省中東アフリカ局長

外務省条約局長

田中 信明君

堀内 文隆君

飯原 一樹君

西川 徹矢君

小林 誠一君

樋渡 利秋君

北島 信一君

面田 恒夫君

堂道 秀明君

林 景一君

本日の会議に付した案件

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百五十六回国会内閣提出、第百五十七回国会衆議院送付)

○委員長(若林正俊君) ただいまから国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、岩本司君及び大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として中島章夫君及び田英夫君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林でございます。今日は十月七日ですが、一年を振り返るには早いですけれども、今年年初からイラクの問題、米国のイラク攻撃、そして連休明けと有事法制、そしてイラクの支援法、そして今回の特措法の延長ということで、正に安全保障政策の当たり年と言ふとちよつと変ですけれども、非常にエポックメイキングな年になるんだらうというふうに思っています。そういう意味では来年もその流れは続くだろうというふうに思いますが、少し一年間を振り返って質問をさせていただきます。いただきたいというふうに思っております。

今日は七十五分という比較的長い時間をいただいたので、ちよつと冒頭、少し私の感想なり最近感じたことをお話をしたいと思うんですけれども、ちよつと先月ですが、九月の十一日の日にニューヨーク行きの飛行機に乗りまして、正にセブテンパイルプランの二年後に飛行機に乗って行ったわけでございます。乗った瞬間、嫌な感じがやばいするわけです。話題の中でもそういうことがあるということで、万が一乗つたらどうなるのかと。ひよつとしたら、それが分かればアメリカ軍に攻撃されるんじゃないか、撃墜されるんじゃないかというような雰囲気もありまして、もちろん寝て起きて、ああ、無事着くんだなと思つたときに、窓の下を見渡しますと、

ニューヨークのマンハッタンには貿易センタービルがないという現実にもまた引き戻されて、非常に複雑な思いでおります。

そのニューヨークでの議論のテーマが国際刑事裁判所でありまして、これについて後ほどお話をさせていただきますというふうに思います。

それからもう一つ、今年のやはり私にとつてショックだったのは、イラクに行くことができませんでしたけれども、あのデモ特別代表とお話をし、あの執務室が爆破されたということでありまして、私は、あそこにおいて、ああ、ここが爆破されるのは最後だろうというふうに思ったわけです。なぜなら、イラクの国民のために、イラクの国のために復興している、そのために来た人たちを殺すな

んということはあり得ないというふうに私は思いましたが、残念ながら、むしろああいう形で攻撃されたということで、デモ氏は本当に、印象的に残っているんですが、アメリカという国を気遣いながらも、国名は出さなかったですけども、やっぱり国連というのがイラク復興のために一番役に立つということを証明したいんだということ

を本当に私に向かつて言っておりましたので、本当に残念だなというふうに思っております。

そういう意味では、正にソフトターゲットというんでしょうか、これからは日本も本当に気を付けないといけない時代に入っていくんじゃないかなというふうに思っております。

今日の私自身のテーマなんですけれども、質問を作つて振り返つてみますと、テーマは私はやっぱり政府の説明責任ではないかなというふうに思っております。これは、我が国のみならずイギリス、アメリカも直面している問題でありまして、そのことが非常に重要な点ではないかと。

なぜイラクを攻撃を米国がしたことを支持するのか、なぜイラク支援法が必要なのか、なぜここで特設法が必要なのかということをやつぱりきつと国会審議を通じて、あるいは政府の責任としてしなけりやいけないことが多いんじゃないかという感じはしております。

その上で、まず第一番目の質問であります。官房長官に、この一年間を振り返つて、来るであろう総選挙において外交安全保障上ではどのようなテーマについて国民の判断を仰ぎたいか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣（福田康夫） 国際安全保障上のいろいろな問題は、この二年、二年ちよつとですか、いろいろございまして。その中で九・一一のことも非常な衝撃を、遠いニューヨークのことでもありますけれども、しかし日本人も亡くなったということもありまして、しかしその衝撃の大きさというの、これは我が国も本心にじかに感じるぐらいの大きさで受け止めたというふうに考えております。

また、その後、有事法制ということにも取り組まなければならず、これ御協力をいただきまして本心に有り難かつたんでありますけれども、大事な法律が通過したということで、またその後にイラク特設法ということでございまして、もう本心に矢継ぎ早にこの委員会におきましても安全保障という観点からの議論をさせていただいたと、そういう思いでございまして。

そういうことで、ただいまの御質問は総選挙に向けて、こういうことであります。また総選挙の日程決まっているわけじゃございませんけれども、しかしあえて御質問でございしますのでお答え申し上げるということになろうかと思っております。

でも、結局、今そういうこの二年の、過去二年の流れの中にまだいるんだという、こういう認識を持っております。ですから、今後そういう中で我が国が国際社会に対して、また国際社会の中において我が国として一体どういうことをすべきであるかということ、これが一番大事な点だと思っております。

我が国は、もう申し上げるまでもないんでありますけれども、世界が平和であるという上に成り立っている国だと、これは決して言い過ぎではない言葉だというふうに思っております。平和だからできるんだ、平和な相手国といういろいろな取

りも、いろいろな話もできる、建設的なこともできるんだと、こういうことで、我が国にとつてはやはり平和というものは極めて大事なものであるという、こういうふうに考えております。

その上で、我が国がそういう平和を維持するために何ができるか、また、不幸にして何か不幸な出来事があったときに、そのときに我が国としてどういうお手伝いが国際社会に対してできるのかということ、このことを常に問うていかなければいけない、そんなふうな思いでございまして、当然のことながら、そういうような観点からの提案をしたいというふうに思います。

具体的に何かということは今私も考えているわけではございません。これは党として、また自民党の総裁としていろいろなお考えを相談しながら決めていくことでございまして、私は今申し上げました点については、これは極めて大事なことであり、また日本のこれからの存在価値を問う問題である、また問われる問題だという観点から提起をしたいというふうに考えております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に平和とは何かという定義の問題だと思ふんです。やっぱり平和というのは別に待っていて来ないわけですから、やっぱり平和を作り、平和を維持し、そのために国際社会の一員として日本も積極的に参画していくことが重要ではないかなというふうに思いますけれども、これまでも今年政府が取られた対応について私も争点になるんじゃないかなというふうに思います。

二番目に、テロ撲滅への活動の概要と成果についてもう一度お伺いしたかったんですが、大体予想が付きますんで省かせていたと思いますが、テロ対策のために様々な活動を総力を挙げてやっぱりやっていると、その意味でのバランスが私は必要ありませんかというのを申し上げたこともありまして、それを二番目のテーマに掲げさせていただきます。

その上で、私は、今、日本において国際社会に

おいて一番手付かずに残っているのが国際刑事裁判所ではないかなというふうに思っています。これはテロ対策について非常に関係が深いものであると思います。ちよつと、御存じない方がいらつしやるかもしれませんので若干説明しますが、オランダのハーグ、これは国際司法裁判所の方が有名かもしれませんが、国際的な犯罪に對しまして、戦後においてはニュルンベルク国際軍事裁判所ですが、あるいは極東軍事裁判所を始め、そういうものがありましたけれども、これを常設に、常設の場として国際法廷をやつぱり作ろうというところで、正に国際社会にとつて最も深刻な罪、集団殺害、正に人道に対する罪、戦争犯罪を、個人を国際法に基づき訴追し処罰するというのがあります。これはルワンダとかユーゴの教訓を得て、国際社会の関心が高まってこれ出てきたんです。

これについては、非常にこれまで日本が積極的にかかわってきたにもかかわらず、今まだ署名もされていませんし、批准もされていないわけで、この辺についてちよつとまず外務大臣から、今の現状と世界のそれぞれの批准の状況とか、それについてまず御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府参考人（林景一君） 若干、事実関係でございまして、私の方から御説明申し上げます。

今、先生御指摘のとおり、このICCと略称しております国際刑事裁判所、非常に画期的な裁判所でございますけれども、これは昨年の七月一日にこの設立の規程、ローマ規程と申しますけれども、これが発効いたしました。その後、締約国会合が二回開かれましたが、本年二月には十八名の裁判官、それから四月には検察官が選出されるなど、本格的な活動をするための環境が整備されつつございます。現時点、ICC規程、この設立規程の締約国数は九十二か国、九十二に上っております。

我が国につきましては、先ほど御紹介もございましたとおり、このローマ規程の策定に向けまし

て積極的に交渉にも参加いたしました。その基本的な考え方といたしまして、国際社会におけます最も深刻な犯罪、先ほど御指摘のあったカテゴリーの犯罪につきまして、この犯罪の発生を防止する、個人の処罰を可能にするということで、国際的平和と安全を維持するという観点からもこの国際刑事裁判所の設立を一貫して支持してまいりました。

ただ、御案内のとおり、私どもは条約、これはICC規程というのは条約でございますけれども、その条約の締結に当たりましては、これを実施するための国内法の整備ということをきちっと行おう。これが条約の誠実な履行という憲法上の要請もございまして、そのための準備というものを前提とするわけでございまして、現在、その規程の内容、それから各国におけます法整備の状況というものを精査いたしております、国内法令との整合性について必要な検討を行っているというところでございます。

○若林秀樹君　ですから、今、設立条約が採択されたのはもう五年前です、五年前。

私は、やはりこのテロとの戦いも含めて、国際社会の一員として成し遂げなきゃいけない非常に優先順位の高いものにもかかわらず、こういうことはやっぱりなおざりにされてきているということとであります。

私も、そのニューヨークの会議ではかの国の議員に嫌みを言われたんですけれども、アメリカがある意味じゃ離脱したから日本は承認してないんだらうというふうに言われまして、私はむかつときまして、いや、そんなことはないんだと、これは我が国が独自に判断することなのだというところで、苦し紛れの答弁をその会議の中でもしましたけれども、これは痛いところをつかれてるから逆にむつとするとところもあるんだらうというふうに思いますけれども。

例えば、北朝鮮の問題。テロです、正に。そして、人道上の非常に極めて罪の重い犯罪であります。これは、締約国になれば、私の理解では、仮

に北朝鮮がその条約に入らなくても、このICC、国際刑事裁判所に付託できるはずで、ましてや、こういう国際の場を通じてアピールできる機会にもかかわらず、こういうことを手付かずに行っていないということ自体が、私はこのテロ特措法の延長問題においてもやっぱりバランスを欠いているんじゃないかなというふうに思います。もう五年たっているんです。九十二か国批准しているんです。百三十九、もう署名しているんです、か国が。

私は、官房長官がおっしゃった言葉の中で、国際社会が参加している問題に真剣に取り組む姿勢を自ら日本が崩してはならないというこの言葉に照らし合わせたときに、ましてこれは優先順位が一番高い問題ではないかなというふうに思いますので、改めて外務大臣、そしてまた法務大臣、法務副大臣が来られていると思いますが、今のポジションと、これからの批准に向けての基本的な考え、できればその年限も含めてお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(川口順子君)　ICCに関するローマ規程、この重要性は委員もおっしゃっていらつしやるとおりだと思います。我が国自身がこの成立過程で積極的に動いたということは、我が国のこの問題の重要性についての認識を表していると思っております。

先ほど条約局長が言いましたように、国内の法整備がきちんとできているかどうかということが、まずその確認が重要で、どういうことが問題かといいますと、例えば戦争犯罪というのがありますけれども、これはジュネーブ諸条約の重大な違反行為等が該当するというふうに関連されているわけですが、それについては、今後、武力攻撃事態対処法としてこの国内実施のための法整備が整備されること、法整備が行われますので、そういうことになればこの分野については前進があるということでもあります。

ただ、それで全部かといいますと、例えば集団被害の扇動という話がありますけれども、これを

国内法上どう扱うかという問題、これは今後議論が必要であります。このほか、さらに手続的なこと等々幾つか解決をしなければいけない問題があるということとして、今、我が国としてはそれに向けて鋭意努力をしているということでもあります。

いつまでに締結ができるかということですが、これも、国内の法整備の状況、これがどのように、どういうふうになるかということの見通しが付きませんといつまでにといいことはなかなか難しいというところだと思います。鋭意努力をいたしております。

○副大臣(星野行男君)　若林委員の御質問にお答えをいたします。

それでお話ございましたように、国際刑事裁判所の規程は国際社会の平和と安全の維持の見地から極めて意義深いものであると考えておりますが、この規程には我が国の国内法制等の関係で検討を要する課題がたくさんございます。

例えば、対象犯罪といたしまして集団殺害罪というのがありますが、これも細かく規定されておりました、国民的、民族的、人種的、宗教的な集団の全部又は一部を破壊する意図を持って集団の構成員を殺害すること、集団の構成員に重大な肉体的又は精神的な危害を加えること、集団に対して身体的破壊を意図した生活条件を故意に課すこと、集団内に出生を妨げることを意図する措置を課すこと、あるいは集団の児童を他の集団に強制的に移送すること、あるいは人道に対する犯罪なども、御案内の、細かく規定されております。

読み上げるのを省略いたしますけれども、こういうことがございまして、国内の法制との関係で検討を要する課題がたくさんございます。

○若林秀樹君　細かいことは。

○副大臣(星野行男君)　はい。そういう観点から、対象犯罪の犯罪化の要否などを含めて、条約履行の在り方について鋭意検討をいたしているところでございます。

また、国際刑事裁判所の運営に対する犯罪等についても、御案内のように、証人の偽証とか、あるいは証人に対する危害を加えるとか細かくございしますが、それらをどう我が国の法制の中で位置付けていくのか、あるいは具体的に構成要件を作り上げていくのか、いろいろと課題がございしますが、現在、外務省等関係省庁と連携を取りながら、法務省といたしまして鋭意検討作業を進めていると、こういう状況でございます。

以上です。

○若林秀樹君　鋭意という言葉も五年間やっていってと鋭意でなくなってしまうので、要は、能力の高い官僚の人が五年掛かって法整備、その調整ができないなんというところはあり得ないんで、要はこれはやる気の問題なんです。プライオリティーの問題なんです。

ですから、なぜ法務省の方に聞いたかという、条約は外務省の管轄ですけども、法務省が本当にやる気にならないと逆にこれ動きませんので、そういう意味で、鋭意という言葉じゃなくって来年やるんだというぐらいの気持ちでやったり頑張っていきたいと思っておりますので、ちよつと官房長官、ちよつと政治的なリーダーシップで——いや、やはり官房長官、ちよつとご答えいただきたい。

○国務大臣(福田康夫君)　今、外務大臣それから法務副大臣から答弁ございました。外務省も、これは早く条約結びたいということで法務省にもしつかり働き掛けをしてやっております。

しかし、我が国の法制というものはしっかりしているんですよ、本当に、よくできているんですよ。がちがちにできているものから、ちよつと動かすとかまたほかに影響するとかいったような、調整も非常に多岐にわたるようないろいろ問題ありまして、難しいことはもう難しいんですよ。

ですから、この、条約につきましてはいつも苦労することなんですけれども、多少時間が掛かるということこれはひとつお許しいただいて、しかし方向は何かというふうな気持ちでこれから

鋭意やっつけまいりたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○若林秀樹君 本当、国際社会の一員として取り
組むべき非常に優先順位が高いテーマであるとい
うことを官房長官一番分かっていらっしゃると思
いますので、是非鋭意、鋭意というのは来年とい
う意味ですので、私の定義は、よろしくお願い申
し上げたいというふうに思います。

その上で、ちよつと角度を変えますけれども、
今いろいろ民間のシンクタンクとかいろいろ提言
が出ています。が、やっぱりテロ対策基本法
みたいなものが必要ではないかという話が出ており
ます。私は、初めて目に付いたのは川口大臣の、
中央公論か何かですかね、書いていらつしやる中
に出てきて、ああそういうものかなというふう
に思ったんですけれども、イギリスとかアメリカで
は、テロ組織、テロとは何かということ定義
し、テロ組織を特定し、その団体に対する活動を
基本的には原則禁止していくということ、そ
れをすることによって国際間の連携もうまくい
くのかなというふうに思いますけれども、この辺に
ついて何かお考えあれば伺いたいと思います
が、これは官房長官でよろしいでしょうかね。

○国務大臣（福田康夫） いわゆるテロ対策と申
しますと、これはテロが起こったときどうするか
といったようなことに絞られているんです。ね。
そのPHPでもって提言しているのは、これ
は、その事前事後という幅広く問題を取り上げて
対応する方法というように考えているわけであり
まして、それはそれで一つ立派な考えだと思いま
す。

テロというのが、一体どこからどこまでテロと
いうのかというような問題もございまして、それ
なかなか難しい、定義も難しいところもあるん
ですけれども、今まで我が国としては、問題が起
こったときに、テロが発生したときにどうしよ
うかと、基本法というのはございせん。各部署で
もって対応すると、しかし、それを横の連携を取
りながらやるというような仕組みができて、それ

はそれぞれに立派なものがあるんですよ。です
から、それは万全を期すという形において、私は、
現状のものはうまくないうわけにはないかな
い、また、今の状況はそれじゃ万全かといつた
らば、それは分かりません。しかし、万全である
ように日々努力をしているというのが現状でござ
いますので、それはそれで一生懸命今後やっつけ
ますけれども。

御指摘のとおり、テロというのは、今まで考
えていたような、広がりがある、面としても広
がりがある問題がありますので、その辺について
今後の政府の取組はどうあるべきかということに
ついては、これもまた別途考えていかなきゃいか
ぬという課題だというふうに考えておられて、こ
れはこれで研究をいたしておるところでございま
す。

○若林秀樹君 私も詳しいところまで研究した
わけじゃないんで分らないんですけど、検討
に値するのかなという感じは印象として持っ
ておるところであります。

その意味で、今後のテロ対策において重要な
は、やっぱり国民意識ではないかなというふう
に思います。やっぱり国民の一人一人が、テロを
生まない、入れない、作らないという、例えば
さういふ原則的なものを、許さないですね、最
後は許さない方がいいと思いますけれども、そ
ういう状況を作るといふ意味で、やっぱり国民
の意識を国としてどのように把握されているの
か、そしてまた、テロの防止のために国民とし
てどのような国際協力、あるいは支援も含めて
やるという意識が醸成されているのか、正にこ
れも私は政府の説明責任の結果として出てく
るものではないかというふうに思いますので、そ
の辺お分かりであれば、あるいは調査したこ
とがあればお答えいただけます。

○国務大臣（福田康夫） それじゃ私から申
し上げますけれども、内閣府でもって平成十五
年一月に実施いたしました「自衛隊・防衛問題に
関する世論調査」というのがございます。ここ
にお

きまして、国際的なテロリズムに対する自衛隊
の活動についてどういうふうに思うかと、こ
ういう質問に対し、賛成とする、自衛隊の活
動に対して賛成という者が六四・八％、その内
訳は、賛成するが二八・三、それからどちら
かといへば賛成するが三六・五と、こういう
ことで、これに対して反対とする者の割合が一
五・〇％ということでした。圧倒的に賛成す
るという人が多いという結果になっております
ので、自衛隊の活動についてもかなりの理解を
いただいております。

こういうような国民世論を踏まえて、どう
いうようなテロ対策というものを、また自衛
隊の活動というものが適当なものであるかとい
うことについて、今後、国会の議論等を通じて
、我々としてもよく考えてまいりたいという
ふうに思っております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

その上で次の質問に入らせていただきます
と思いますけれども、今回のテロ特措法の延長
問題に際して、これまでの活動の成果がどう
だったかということについては、必ずしもやっ
ぱり明らかではないというふうに思います。

昨日も榛葉委員の方から、例えば海上封鎖
の結果はどうなんだろうということについては、
川口大臣の方から、それは安全保障上の問題
もあり公表できないというふうなお話もあり
ました。これはまあ防衛庁もそうだったと思
うんですが、安全保障上の機密だからという
ことで逃げられた、逃げたというか煙幕に
巻いたというのか、そういう部分で逃げた
ところも正直言っているんじゃないでしょうか。

しかし、私は、これからの安全保障の政策を
進めるに当たっては、やっぱり説明責任を可
能な限り果たしていくということも一方、政
府の姿勢として重要であるというふうに思
います。

そういう意味では、外交上の秘密と説明責任
、そして情報公開という、その境界線とい
うんでしょうか、それをどういうふう
に考えていくか

いうことについて、これはだが、私は官房長
官でお願いしていただんですけども、よろし
うか。

○国務大臣（福田康夫） テロ対策特措法に基
づきます自衛隊の活動、このことにつきまして
、派遣部隊の概要とか、それから活動の実績につ
きまして防衛庁のホームページに掲載している
んです。ね、掲載しているようでもあります。そ
れから、小泉内閣のメールマガジンでは、昨年
の十二月にイギリス艦の派遣に際しまして、こ
の法律、このテロ特措法の法律に基づく給油支
援の概要を掲載したと、こういうようなことが
ございます。

また、国会の場で、これは限定付きである
けれども、防衛庁長官又は外務大臣から派遣
部隊の活動等については報告を申し上げてい
るということもございまして、報道関係者を
対象としたインド洋上の艦船への乗船取材、そ
れから累次の機会における説明といったよう
なことは行っているところでございますが、こ
れで不十分であるというところであれば、な
おまたいろいろと説明申し上げなければいけ
ないという、その努力をすべきだというふう
には思います。

ただ、先ほどもちよつと委員御指摘の
ご意見のように、他国との軍事活動的な、軍
事活動的な内容については、これは限界があ
るんだということ、これは御理解いただきた
いと思う。

○若林秀樹君 限界があるというのは分
からないわけじゃないんですけども、例えば、
じゃ全体で、昨日のお話だと、これだけ、
四十人捕まえた云々という話がありました
が、何でじゃ海上はどうなんだというこ
とに対しては、私はややちよつと疑問に感
じることもあります。油の提供をしている
のは国民の税金を使っているわけですか
ら、相手国からもやっぱり説明責任という
のか、そういうものを私は求めても当然
ではないかなというふうに思いますし、む
しろ海上でこういう成果が上がったとい
うんだら、それを発表する

ことよつての抑止力というのは私はある程度出てくるのではないかと。それは限界があると思うんですが、やっぱ、確かにあると思うんですが、本当に日本はその説明を受けたのかどうかという疑念も私はあります。

私は、川口さんにお聞きしたいんですけども、本当に、例えばこの成果においても、じゃ捕まえた人のテロリストの幹部の名前まで知っていますか。それを知って初めて、そういう情報交換としてこちらとしての対応もできるのであつて、私はそこまで信じたいんですけども、自分の胸に手を当てて本当に説明は十分受けているんだということを言っていたかと思ひます。が、その辺いかなうものでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) まず、お答えの方を先にしてしまいますと、捕らえられた幹部の名前等も把握をいたしております。ということですが、よりちよつと一般的に申し上げて、情報公開、情報を国民に提供するということは私は極めて大事なことであつて、委員の問題意識というのは私も全く同じに考えております。

私は留任をいたしましたときに、外務省としてどのようにして国民に質の高い情報を提供するかということが課題であるということを幹部の人たちに言いました。これをどうするかということが引き続き課題であると思ひます。

ただ、先ほど官房長官もおっしゃったように、情報をよその国からこれは聞きました、かなり聞きましたし、マイヤーズ参謀本部、統合参謀本部議長と加藤大使の間でもかなり細かい情報を話をしてもらつています。ですから、把握はしておりますけれども、それを言えない、我が国だけの判断で申し上げることはできないという限界がある。

事実関係を申し上げることについては、どうしても外交という事柄上限界がありまして、そういう意味で私どもは、この海上捕提作戦の意義、どういう役割を果たしているかというようなことについては今までも御説明をしてきているつもりで

すし、これから丁寧な御説明をしていきたいと思ひます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

先ほど官房長官からも事実関係を話されまして、先ほど、もう少し理念的なお話も伺いたしたけれども、もう少し具体的な話がある中でできる限り情報公開していきたいという答弁をいただきました。かたがた、そういう気持ちであるというふうな私も思つておりますので、あえてもう聞かせないけれども、是非ともその姿勢でお願いしたいと思ひます。

その上で、逆にあえて欠点みたいなものを指摘するのは恐縮ですが、例えばテロ特措法に基づく今回の自衛隊の活動について、どれぐらい、じゃ、ホームページで公開しているかということについて私もちよつと調べさせていただいたんですけども、首相官邸のホームページには法案そのものの概要のみでありまして、比較的丁寧な説明してあつたのが防衛庁。それでも概要です。から、じゃどのくらい回数でどの国というのもないです。その予算規模の、どれくらいお金を使つているかという話も個別には余りないです。それ見ても余り分らない。

一番、やや残念だったのは外務省のホームページでありまして、ほとんどそれを取り上げているところはありませんでした。談話で触れているのはありましたが、例えば総合外交政策局国際テロ対策協力室、これは田田局長の下にあるんだらうというように思ひますけれども、そこに、ホームページには何の記載もありません。ここに、国際協力、テロ協力室が何をやっているかも分りません。

ですから、ほとんど私は、じゃ、政府としてこのテロ対策というのにはどういう広報活動をしているかという全体像の中でやつていてるところはセクション何もないというふうな思ひます。例えばアフガン支援の、クリックしてみると、アフガン支援の中にテロ特措法のこと一言も触れられていませんから、そういう意味じゃ、やっぱ

り全体的にその広報はどうあるべきかということについては、もつともつときちつとやっぱ丁寧なやつていくことが必要ではないかなというふうな思ひますけれども、恐らくホームページなんか見る余裕がないと思ひますが、現実はどうであつたので、是非改善をお願いしたいと思ひます。あえて答弁は求めませんので、次に進みたいというふうな思ひます。

その上で、私は今一番恐れているのは、国際テロも我が国で行動を起こす可能性が非常に高いんではないかという嫌な感じもしないわけではあります。今までは敵を作らなければ襲われる可能性は少ないんだとか、体を縮めていけばそのうち通り過ぎるだらうという考えはもう通じない状況にきていますから、正に、ソフトウェアとじゃないですけれども、日本もその可能性は高いんだ。仮に状況について何か国民に今伝えたいこと、そして方が一、その可能性が非常に高まつたときにどういうふうな国民に連絡をし、その体制を取るかということについては、正にこれも説明責任ですけれども、そういうことに対して日ごろからどのように考えているかということについてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 今、アフガニスタンを中心にアルカイダの脅威というものを感じている、しかし、それはほかの国々にも拡散をしているということもあるわけですね。拡散という少し大げさになるかもしれないけれども、しかしそれは、飛び火しているという状況は間違いなくあるんだらうというように思ひます。

それでは、我が国にはどうなのか、その飛び火があるのかどうか、こういうことになりまして。そういう点につきましては、我が国もあらゆる機関を動員して、そしてまたあらゆる情報に接して、そしてその情報の一つ一つを検証しながら、危険性があるのかないのか、この場合にはどれだけの注意をすべきなのかということ日々検討しながら、そういう関係部署が緊張して事に当たつ

ていると、こういう状況であります。幸いにして今まで国民の方々に知らせなければいけないというふうな兆候というのはございせんませんでした。

だからといって今日から安心なんだというふうには思つておりません。それはもう一生懸命情報入手、情報収集等に今後も励んでいきたい。また、必要なことがあれば、これは当然、国民の皆様にお知らせするということもあるかと思つております。

○若林秀樹君 その伝達の仕方、ある意味ではパニックを起こさせないで、でもやるべきことをきちつとやっぱ国民を意識してやるという訓練というんですかね、地震じゃないですけども、そういうこともやっぱ意識して、日ごろの中でやっぱ整備しておくことも必要ではないかなというふうな思ひます。

その上で、今回、民主党は事前承認ということ法案の修正で出させていただきました。答弁の中ではこの法案自体を審議しているんだから事前承認は必要ないんではないかというお話もありまして、それも一理あるかなという感じもしないわけではあります。

しかし、シビリアンコントロールを確保する上で、やっぱ国会承認というのは、これから先を見たとき非常に私は重要なことではないかなというふうな思つておりますので、今回はそうでしたけれども、これから恒久法の議論等が出てくるに、私は絶対その国会承認というのは必要ではないかなというふうには思ひますけれども、一般論としてそういうことを、ある意味では恒久法という枠法的になる可能性はあるかと思ひますので、その国会承認の必要性について官房長官からちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国会承認と申しますか、国会において御議論いただいて、そして国会の承認をいただく、御決裁いただくということ、これは私は、自衛隊の派遣、海外派遣については、これは大事なことで、必要なことだとい

うふうに思っております。

ですから、今後、いわゆる一般的な一般法ができるのかということになれば、これは個々の活動について、例えば今回はアフガニスタンにおける給油活動だとかいったようなこともつて、その都度、その御了解を得る。イラクの場合にはイラクで、何か間違えたかな、アフガニスタンの場合にはアフガニスタンで、そしてイラクの場合にはイラクで、それぞれ国会、事前に承認をいただかなければいけない、そういうふうに思います。これは、一般法というようなくくりの場合にそういう必要はあると思います。

しかし、今回のテロ特措法につきましては、これは活動の範囲、内容については、この特別法のなかでもって厳格に規定をしているということとございまして、この法律ができたときに、それ以外のことはできないという前提において、これは御承認をいただいておりますというように考えておりますので、その後の活動については事後承認と、こういうふうになさせていただいております。でございます。

○若林秀樹君 今の御答弁ですけれども、私なりに理解すると、これから一般論として恒久法的なものをも策定する場合には、その都度の活動においてはやっぱり事前承認というのは必要であろうと、そういう理解でさせていただきますので、そういう理解でもし違うのであれば御答弁いただきたいの、私には、やっぱりその必要性はあるというふうううに思いますので、私はやっぱりそれは理にかなった考え方だなというふうに思いますので、はい、次に移らせていただきます。

○国務大臣(福田康夫君) ちよつと待つて。異論がある。

○国務大臣（石破茂君） 基本的な考え方は官房長官から答弁があつたとおりだと思つております。これを事前にするか事後にするかというのは、いろいろな判断の要素があるだろうと思つています。例えて言えば、防衛出動の場合には事後です。よね。その周辺事態の場合には事前です。よね。

の今回のテロ特措法の場合には事後になっている。結局、例えば防衛出動であれば、それはもう事前承認なんていったら、そんなことはできるわけがないだろうと、事柄の性質からいって。じゃ、周辺事態法の場合には、事柄が我々の防衛力、自衛力を使う場合に、それは自衛権の行使ではもちろんございませんが、そのまま放置すれば我が国の平和と安全に重大な影響を与える云々と、こういうのがございまして、事柄の重い、軽いということにも着目をいたしまして、事前ということになっておるわけでございます。

それを、恒久法というものを仮に考えてみまし

たときに、すべてを含んだ形で事前、事後という議論をするか、それぞれに基づいてやるかですね、そういうようなことがあるだろうと思います。防衛出動においては、ごめんなさい、言い方を間違えました。事前ということでございます。物事の重い、軽いということ、そしてそのそれぞれの事象に合わせて、本当に一つの網をかぶせることができるのかどうなのかということも含めまして、官房長官から原則論のお話ございましたけれども、個々にどうなんだということを文民統制、国会との関係におきまして今後とも御議論をいただきたいというふうに私どもとしては考えておるところでございます。

基本的には官房長官の御答弁のとおりです。

○若林秀樹君　私もそこまでの答弁を求めるとい
うわけじゃなくて、一般論としてそういう考え方
をやっぱり尊重するという答弁があつたというこ
とは理解させていただきたいというふうに思いま
すので、今後の中で、民主党としてはやっぱりシ
リアンコントロール、国会の事前承認を求める
という旗を揚げながらやっていきたいなというふ
うに思っているところでございます。

次に 今回の日本の自衛隊が行っている活動について、アフガニスタンの国民はどのような認知をされているか、どのように評価されているか、お伺いしたいと思います。細かいですから、中東アフリカ局長でも結構ですが。

○政府参考人(堂道秀明君) 御説明申し上げま
す。

我が国のアフガニスタン支援でございますけれども、アフガニスタン国民によく知られておりまして、また高く評価されていると認識しております。これは七月にアフガニスタンを訪問しました緒方貞子総理特別代表よりも確認させていただいているところであります。

自衛隊による活動につきましては、カルザイ大統領より小泉総理あて書簡をもって、この支援に対して感謝するという謝意の表明を受けているところであります。

一般的に、アフガニスタン人は同じアジアの
員といたしまして、第二次大戦後、焦土からの復
興を遂げた我が国に対して強い親日感情を抱
いておりまして、これがアフガニスタンの復興に
向けた我が国の積極的な取組を通じてより強いも
のとなつていくと認識しております。

○若林秀樹君　　ありがとうございました。

次の質問ですが、これも以前同僚議員等もお聞きしていることかもしれませんけれども、今回の具体的な支援活動をどういうふうになつて仕上げて、終わっていくということにお伺いしたいと思います。

私は、援助をするに当たっては常に目的、そして目標、達成目標でしょうか、そしてやっぱり支援を終える基準というのをきちつと設けておくことがやはり援助のイロハじゃないかなという感じはしております。最終的には、言い方は悪いですが、引き際をきちつとやっぱりはつきりさせて援助をスタートするということが私は重要じゃないかなというふうに思いますけれども、この辺について具体的な目標の達成基準、何をしたらこの支援を終わりにしていくかという考え方について官房長官が防衛長官にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) これの、今テロ特措法に基づいて我が国の活動を行っているわけであり、まずけれども、これをじゃいつ終了するのかということ、これはもう何度か御質問を実は衆議院で

もいただいたわけでございますけれども、これは一つのことをもって終了というように断言できるようなものはないんじゃないかなと。要するに、総合的に判断して、もう中止してもいいと、中止すべきだという時期、そういうのが来るんだらうと思います。来なきゃ困るんですけれどもね。

そういう、その総合の中身ですけれども、それはアフガニスタンの国内がどうなっているか、そしてその国内情勢に合わせて洋上でもってどういう活動が残っているのか、そしてそれに対して我が国の艦隊がどういう協力ができるのかと、そういうニーズがあるのかと、こういったようなこととございまして、全体を見て判断すべき問題だ、というように思っておりますので、一つ一つ個々に申し上げるのは極めて難しい。

まあしかし、それでは御不満だということに
 じゃ、アルカイダのテロリストは何人死んだらと
 かいったようなことは、これは国内の情勢、先ほ
 ど申しました国内の情勢がどうなっているかとい
 うこととの関連でありますけれども、そういった
 ような、簡単に申し上げてそういうようなことに
 象徴というか集約されるような言い方しか今の段
 階ではできない。

しかし、これは必ず終わりは来るわけでありまして、そのときには総合的に我が国としての自主的な判断をしなければいけない。と同時に、その判断の前提として国際社会とどういうような話合いをするかという、また国際社会がどういう考え方を持っているかということも十分に聞いた上で最終判断をするということになるわけであります。

○若林秀樹君　その上でまたお伺いしたいと思うんですが、北朝鮮等の脅威が非常に不透明な中で、延長したとしても、我が国の独自のやつぱり意思でそれはいつでも撤収はもちろん可能であるというはある意味じゃ当然だというふうに思いますが、一応、防衛長官、もし御答弁いただければ有り難いと思います。

○國務大臣（石破茂君） 御案内のとおり、この活

動というのは自衛隊の任務で分けていきますとい
わゆる本来任務ではない、本来の活動に支障を生
じない範囲においてということになっておるわけ
でございます。百条系列ですから、ですから、委
員御指摘のように、北朝鮮情勢、仮に挙げるとす
るならば、我が国の平和と独立に直接影響が生じ
るような事態が生じた場合には、それは当然そち
らの方に割くということになってまいります。

じゃ、今余裕があるからやっているのかという
ことの御指摘を受けることが時々ございますが、
そういうわけではございません。ぎりぎり一杯、
本当にもう限界に近いところでやっているわけで
ございますが、繰り返しになりますけれども、撤
収ということになるかどうか分かりませんが、私
どもの本来の任務の方にウエートを掛けるのは当
然のことでございます。

○若林秀樹君 分かりました。そういうことだと
いうふうに思いましたけれども、一応確認のため
に伺ったところであります。

その上では、国民が今回の特措法の延長問題を
議論するに際して、その援助のやつぱり基準とい
うものがなかなか分かりにくいのではないかなと
いう感じはしています。やはり単純に上げるとい
うことじゃなくて、何らかの考えがあつてそれは
給油をしているのではないか。例えば全体の総量
のうち何割とか、あるいは、例えば自国から出て
その海域まで行くまでは給油しないよと、その活
動においてするんだとか、そういう哲学的なもの
はなかなかちよつと見えにくいんで、今、私の
印象だと、アメリカがそういうあれを調整して、
ぱつと日本に出して、自動的に上げておるんじや
ないかという感じはするんですけれども、その辺
について何かお考え、ちよつともう少し御説明い
ただけなんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のような意味
での基準はございません。なぜならば、インド洋
において、主にインド洋において展開しておる艦
船は、それぞれが明確な理由を持って行動してい
ると思っております。そして、それはテロ対策の

ためにやっているわけでございます。

と申しまして、これは私どものテロ特措法の
目的外の活動に対してまで補給を行うわけではご
ざいませぬけれども、私どもが行つておる補給の
目的の中であれば、それは当然各国が合理性を持
ちやつておると考えております。したがいまし
て、目的にかないます限り、法の目的にかないま
す限り、それは調整の結果生じたニーズに応じ
て、私どもは能力の範囲内で補給をいたしておる
ということでございます。

基準ということをあえて申し上げるとするなら
ば、それは法の目的にかなうかどうかという点が
基準でございます。

○若林秀樹君 ある分その信頼関係に基づいて給
油をしているということになるんでしょうか。そ
れはそれで分かるんですけれども、そうはいつて
も、やつぱりこれまで説明責任の話になるんです
けれども、やつぱりある程度その支援の基準とい
うものを明確にしておくことも必要だということ
に思います。例えば全体総量のどれくらいやつ
ぱり日本は支援しているんだという相手国の全体
の油の使用量をやつぱり聞いておくとか、そうい
うことは私はやつぱり必要じゃないかと思うん
ですけれども、恐らくそういうことは把握されてい
ないんじゃないかなという感じはしますけれど
も。

要は、言つたら言つた分だけ上げちゃうのか
と。そこに何らかのやつぱり哲学、基準があつて
しかるべきではないかと。やつぱり、言つたら
言つたのを全部それをやるといふこともどうなの
かなというふうに思いますけれども、例えば全体
の油の量なんというものはそれぞれの艦船におい
て把握されているんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、現在のところ、
補給開始から今日に至りますまで、どれぐらい、
必要量のどれぐらい私どもは補給をしたかと申し
ますと、大体二〇%というふうに把握をいたして
おります。ピーク時はこれを越えたこともござい
ます。ピーク時には三割、四割近く行ったことも

ございますが、大体ならして考えてみますと二
〇%というふうに考えております。ですから、私
どもの補給艦もぎりぎり一杯で回しておりますの
で、これは言われただけ全部補給をするなぞとい
うことはもちろんできません。これは能力的に
言つて無理でございます。

そういうしますと、基準と言つた場合に何を基
準とするのか。それから、回ってくる船、つまり
我々の船ではなくて、例えばイギリスの船、フラ
ンスの船、ドイツの船、それは向こうの艦艇のや
りくりで回してきますので、どのような船が来る
かということもこれは予測が不可能なことでは
ございます。

私どもとしては、法律の範囲内におきまして、
我々の能力に依り、調整の結果出ました必要量を
補給をしておるということでございます。これは
は委員まさしくおっしゃいましたように、信頼
関係に基づいて行つておるものでございます。

ですから、法律の目的にかないます限りほかの
基準ということの御指摘をいただきますと、さて
何なんだろうというふうに、ちよつと私はにわか
に分りかねるところでございます。当然、需
要量がどれぐらいあるかということとは私ども把握
をいたしておりますが、それについておかしとい
うかおかしなところを申し上げるという
場面がちよつとすぐには想像しかねるところで
ございます。

○若林秀樹君 今、二割とか三割、四割と言つた
のは、それは全体量を把握しているということ
ですかね。そうじゃないとそれは出ないですから
そうすると、さっきの答弁とちよつと違うんじや
ないかと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 何かの御参考になればで
すが、数字を申し上げさせていたきますと、全
体の消費量は約四百四十万一千キロリットル、ガ
ロリンに直しますと三億七千八百万ガロンといふ
に分母を置いてございます。分子をいたしまし
て、海自の補給分でございますけれども、約三十
一万八千キロリットル、八千四百万ガロン、これ

が二二%ということになってくるわけございま
す。

そういたしますと、この分母というものは何を
根拠に言つておるのかといひますと、私どもの
バーレーンにございます大使館がアメリカより入
手したものであることになっております。これで
分母と分子という計算をいたしておるところで
ございます。

○若林秀樹君 分かりました。信頼に基づく厚い
関係だというのは分かりますけれども、なるべく
そういう基準なり、そういうものをきちつとや
つぱり説明できるようにやつぱり日ごろから準備
しておくこともこれから防衛庁に求められること
ではないかなというふうに思いますので、よろしく
お願い申し上げます。

このアフガン支援、まだもう少し伺ひたい
んですが、イラクのことについてもちよつとお伺
ひしたいのであれですが、海上給油活動以外で代
替できる活動というのは今考えられないですか
ね、その支援活動において。P3C関係で何かで
きるかとですね、そういう部分というのはどん
な検討状況ですか。

○国務大臣(石破茂君) 法律の範囲内で何がで
きるかということでは、いろいろな可能性は考
えられると思つております。何も海上補給活動
だけが我々にできる活動というわけではございま
せん。

ただ、現状におきまして、政府として具体的
なニーズを把握しているか、今、例えば委員がP
3Cのお話をなさいました。仮に、P3Cを飛ば
したといたしまして、それが我々の補給艦ある
いはその周りにいるDDHでありますとか、DD
でありますとか、DDGでありますとか、そうい
うものために哨戒活動を行つておるという場合
であれば、今の法律の中でできることもござい
ます。

しかし、それが例えば広域哨戒ということにな
りまして、他国にそのような情報、一般的な情報
でございますからこれは憲法の問題ではございま

せんが、そういうことになりますと、今度は法改正が必要ということになってまいりまして、P3Cという場合にもいろんな可能性が考えられるだろうと思っております。いずれにいたしましても、現状におきまして、具体的なニーズを把握し、我々がそれに基づいて検討を行っているというところは現時点においてはございません。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

現時点ではほかの活動はやっぱり考えていないということですね。

じゃ、最後にアフガン支援においてお伺いしたいと思うんですが、やはりこれもバランスの問題でお伺いしたいんですが、今回、テロ対策でまた二年延長するというんですから、当然、アフガン全体の支援についても、あるしかるべき考えがあつてもいいんじゃないかなというふうに思います。恐らく来年、二年半の期限が、当初の五億ドルの支援期間が切れるわけですから、その後も現実的にはやっぱり続くんだろうというふうに思いますが、今回のテロ特措法延長と併せて、アフガン支援に対して、言える範囲内で御答弁をいただければ有り難いというふうに思います。

○国務大臣(川口順子君) アフガニスタンの支援五億ドル、これを日本がブレッヂをし、更にその上に一億二千万ドル人道支援をしております。ですから、実際にした支援という意味では、難民及び国内避難民に対しての一億二千万ドルの人道支援と、五億ドルのうちの四億四千万ドル、これを実施あるいは実施の予定、失礼しました、実施あるいは実施の決定をしたということでございまして、残りは六千万ドルということになります。

それで、この五億ドルのブレッヂをしましたのが昨年の一月ですから、それで二年半ということでしたので、来年の六月にはその期限が切れるということになります。ということですから、今、アフガニスタンの現状、これを見ますと、まだまだ支援が必要であるというふうに思っています。

じゃ、どれぐらい支援をしていくのかということについて、今の時点でこうというふうに決めたということではありません。ただ、来年の予算要求をします過程で、無償の経済協力、これはアフガニスタンもありましてイラクもありますので、平和構築を重点事項としておりまして、緊急無償資金協力を六百五十二億円、紛争予防・平和構築無償を二百九十二億円、これを予算要求をいたしておりますが、これが全部アフガニスタン、イラクに使われるということでもありませんで、これはほかにも使うところがございますので、これとどれぐらいがイラク、アフガニスタンに行くかというところは未定でございますし、これは国際社会が一致協力をしてやっていくということでございますから、今の時点で日本だけが決めるということではなくて、今後のアフガニスタンの情勢ですとか国際社会における話合いの状況ですとか、そういうことを見て考えて検討をしていきたいと思っております。

○若林秀樹君 そういう数字があるのであれば、恐らく積み上げだというふうに思いますから、具体的にアフガンはどのぐらい、イラクにはどのぐらいということも、ある部分は考えているのかなという感じもしないわけではございませんけれども、現状においてはまだまだアフガン、これからもうやっぱり支援において重要な地域ではないかなというふうにも思いますので、このテロ特措法だけが突出することなく全体で、やっぱりアフガン支援も含めて行っていくことも必要ではないかなというふうにも思っております。

話題を変えまして、イラクについてお伺いしたいというふうに思っております。

相変わらず治安状況は悪いというか、悪化する一方ではないかなという感じはしておりますけれども、確認のために、米英等部隊派遣国の現時点までに亡くなった方の人数をちょっとお伺いしたいと思っております。

お伺いしたい一つのポイントが、攻撃による人数は意外と出ているんですけれども、やっぱり事

故による人数というのがあるんじゃないか。私はイラクへ行つたときにイギリスの方に伺って、そのときはイギリス兵も余りそういう攻撃を受けていなかったんですけれども、何で一番大変かという、やっぱりそれは、事故は起きると、それによる死傷者がやっぱり大きいんだという話も、やっぱり何千名の部隊を、違う、慣れない地域で動かすことの大変さというのを非常に言っておりますので、その辺も含めて、もし把握していればお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(堂道秀明君) 御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、戦闘により、あるいは襲撃により亡くなった者、それ以外、病気になる者、事故等によつて亡くなった者が集計されております。

イラクへの部隊派遣国の死亡数でございますが、十月六日までで、米軍が三百二十名、英軍が五十一名、またデンマーク軍一名と承知しております。その内訳でございますが、米軍の死者三百二十名につきましては、襲撃によるものは二百三名、襲撃以外によるものは百七名となっております。英軍については、そのような区別は必ずしも明らかではございません。デンマーク軍一名の死亡については、イラク窃盗団との銃撃戦で死亡したと承知しております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

そういう意味じゃ二百三名が襲われて亡くなったというところで、それ以外、百七名もそういう事故等で亡くなっているという、やっぱり部隊を海外で動かすことの難しさがやっぱりあるんじゃないかなというふうに思っております。

その意味で、現在、基本計画策定に向けて動いていらつしやると思いますが、民主党は最終的にはこのイラク支援法には反対をしたということですから、事実として日本国の法律としてやっぱり成立したわけですから、その上において何ゆえにその基本計画がこれだけ遅れているのか、理由をまず述べていた方がいいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) イラク人道復興支援特別措置法に基づきまして、この対応措置の実施につきまして、我が国が実施可能な業務やそれから現地の状況に関する綿密な調査が必要でございます。したがって、現在、調査チームを派遣いたしましたので、そういうような点につきましての調査を行っております。近々調査チームも帰国いたしますので、そういう調査結果を踏まえていろいろな計画を組んでいきたいと考えておるところでございます。

○若林秀樹君 調査中なんですけれども、いつまで調査すれば気が済むんでしょうか。もう何回ぐらい調査されているんでしょうか。回数がもし分かれば。

○国務大臣(福田康夫君) 調査は、回数でいえば、その調査チームの規模とかそういうことでなくて調査だけというのであれば、三回かな、個人、個人というか岡本補佐官が行かれるとかいうようなこともございまして、そういうものも含めまして三回かな、政府の調査団としては、九月以来三回でございます。

○若林秀樹君 九月だけで。

○国務大臣(福田康夫君) 九月からね。その前にいろいろ行っているんですよ、衆議院の委員会だとか与党、共産党。政府調査チームというのが六月に行つておりますけれども、これはちよつと事前調査的な感じがいたします。本格的に基本計画を作るための調査というふうな、それを前提にした調査というのは九月以降というふうに考えております。

○若林秀樹君 聞かえてくるのは、調査ばかりして……(野党も行ったと呼ぶ者あり)ええ、分かります、私も行きましたから。そういう面も含めて、私も行けばそういうことを煩わしているなという感じはしますけれども、いつまでも期待を持たせて何も動かないのでは、やはりだんだん関係諸国も疑問を持ち始めるのではないかなという感じはしております。

私は、例えばびつくりしたのは、八月の調査の

予定を、そういう在京の大使館に通じていろいろ調査をやりながら、突然やめちゃったんですよね。これも私の予想だと、やっぱり秋の選挙日程も含めまして今やることの難しさが私はあつてやめたんじゃないかなというふうには思いますけれども、もう既に年内の派遣云々という意味でも半年たっているわけですね。六月のさっきの最初の調査団からもう六か月ですよ、年内。それでやっぱり何も無いというのは、やっぱりだんだんそういう関係諸国の疑問が、抱き始めるというのは、私はやっぱり当然じゃないかなという感じはしておりますので、それについて何か御答弁があればと思いますけれども、やはりもう少しきちんとした、やっぱり七月に通っているんですから、それなりの順序、手だてを経て、動きをやっぱり示して、どういう見込みだということも言えるような状況も一方でやっぱり作っておくことも必要ではないかなと思いますが、その辺いかがですか、もう正直なところ。

○国務大臣(福田康夫) 正直なところを申しまして、別に解散だとか選挙とか、そういうことを意識してやっているわけではない。たしか私の記憶では、八月の下旬、国連本部が襲撃を受けたとか、そういったようなことがありましたね。ああいったような向こうの状況の変化、それに対応できないといったような情報もございまして、それに併せて遅延を、一回延ばしたといったようなこともあつたように記憶いたしております。

○若林秀樹君 今回ここまで遅れているということは、治安の状況の悪化ということは関係していますでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) それはやはり向こう側の受入れの問題がありますので、全く関係ないというわけにはいきません。それが関係……

○若林秀樹君 派遣する……

○国務大臣(福田康夫) 派遣の場合の向こう側の受入れですね、受入れの問題ということがあります。日本の大使館がどういような機能を持っているのかといったようなこと、一時避難しな

きやいかぬとかいったような状況もあつたようございしますので、そういう向こうの事情もありまして、相談の上、調査団の派遣を遅らせるとかいったようなことはございしました。

○若林秀樹君 済みません。私の聞き方が悪かつたんですが、調査団の派遣じゃなくて、基本計画における自衛隊の派遣自体が今の治安状況が悪いことで影響しているのでしょうかという質問です。

○国務大臣(石破茂君) それは相対的なものでございしますので、累次御答弁申し上げておりますとおり、どういような状況であるのか、じゃそれに対応するためにどのような装備、どのような訓練というお話でございします。ですから、それで基本計画の策定が遅れているとかいうことはございしません。まず、実態がどういようなものであるか、二、三、治安状況について正確な把握をし、それに応じた基本計画を立てるということでございまして、治安状況が悪いから遅れているということには必然的にはならないものでございします。

○若林秀樹君 もう一つ、ちよつと意地悪い質問かもしれませんが、私も、イラク調査に行った日本人、例えば私が現地行つて何かの事故で亡くなつたと、そういうことによつて基本計画の策定に影響するということはありませんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、そのようなことはあつてはならないことですが、あえての御指摘でございします。

それはどういような状況でそういうことが起こつたかによります。私も、もう繰り返し返しの答弁で誠に恐縮でございしますが、どのような地域でどのような装備を持ち、どのような権限を与え、どのような訓練をしようという中で危険というものを判断をいたします。絶対的ではなくて相対的だと申し上げたのはそういう意味でございします。仮にそのようなことが起こつたとした場合には、どういような状況でそれが起こつたのかということ进行分析することになろうかと存じます。

○若林秀樹君 もちろん、どういような状況になつて起こつたかということにもよると思ひますけれども、自衛隊の安全確保というのはやっぱり最優先されるべきだというふうに思いますけれども、一方、国の派遣に対する大きなミッションを背負つたというその部分において、やっぱり乗り越えなさいいけない部分もいろいろ多いんだらうなというふうに思いますので、選挙のことは関係ないというふうには思いますけれども、やっぱりしっかりと日本の姿勢というのを対外的にもきちつとやっぱり示すということが必要だと思ひますし、仮に日本人の死亡であつても、それはイラク人、アメリカ人一緒ですから、その部分においては我が国の、日本の姿勢としてしっかりと持つておくこともやっぱり必要ではないかなという感じはしております。

その上で、あと八分ですけども、これ以上その派遣についてはちよつとお伺いするのをやめます。

来月、あつ、今月ですね、イラクの復興支援会議があるかというふうに思いますので、大分そちらに飛びますけれども、聞くところによると、世銀の調査によれば五百五十億ドルということが今後四年間で掛かるだろうというふうに言われていまして、アメリカは二百億ドル出すということ、ブッシュさんが来られるときに何らかの数字も示さなさいいけないのかなというふうに感じますように、国連の分担金がイコール日本の分担ではないというふうに思いますので、その辺について、じゃ何をどういような基準を持つてこれからの支援の枠組みを考えていくかということについてお話をいただければ有り難いなというふうに思ひます。

○国務大臣(福田康夫) これは今、関係諸国、また国際機関が集まつて協議をしている最中でございします。先般、ただいまお話がございましたような金額が提示をされたということもございします。その中身はどうかというふうなことに付いての説明もあつたというふうに聞いております。

ですから、そういうことの内容、そして総額等々についてこれから関係諸国間、国際機関が集まつていろいろ協議をしていくということになりまして、そしてその全体、また個々のことについて承認されれば、国際諸国間でどのような負担をしていくかということがだんだんと決まつてくるということになります。

今、その話し合いをしている最中でございしますので、どういような考え方でなすべきかということ、これは具体的には申し上げられませんが、これは我が国としては、我が国として国際社会の一員としてふさわしい貢献をするというのが基本的な考え方でございます。例えばその国連の分担金比率がどういようなのかということを、これを念頭に置いておるわけでありません。各国それぞれいろいろな活動をしているわけでございますから、そういうものを総合して考えていくべきだろうというふうに思つております。

これは今月の二十三、四日のマドリッドの会議においてそれが取れんをされてくるんだというふうに考えております。それまでいろいろとお話し合いをしていくことだと思ひます。

○若林秀樹君 ちなみに、九一年の湾岸のときには百四十億ドルということですから、これは多国籍軍の資金援助という意味においてはやっぱり性格が違うんだらうなというふうに思ひますし、これまで分担保金も、それぞれいろいろ、上は三〇近く行つたときもあると思ひますし、低いのは五、六%もあつたと思ひますけれども、その都度我が国として置かれた状況を考えながら最善を尽くすということがやっぱり必要だと思ひますけれども、聞くところによると十五億ドルですか、そんな数字もちらほらしているわけですが、我が国の立場として、ある部分非常に財政的には厳しいんですけれども、その中でやっぱりそれなりの役割を果たしていくということも必要ではないかなというふうに思ひます。

ちなみに十五億ドルですと三%ぐらい、これはなるわけですけども、これは単年度、多年度、いろいろあらうと思ひますので、そういう数字が

あつたということです。

次に、あと四分しかありませんので、最後にちょっと性格が変わった質問をさせていただきますというふうに思います。

これは共同通信のニュースから拾ったものですが、外務省の人事の問題であります。

このニュースによれば、イラクの戦争反対で解雇、前大使、異例の外務省批判というのがありますけれども、天木駐レバノン大使が務めていた、天木大使が、開戦前、そして開戦後にアメリカのイラク攻撃に対して反対する電報を打ったところ、官房長の方から怒られたと。外務省を辞めるつもりなのかということで、最終的にはこの東京に戻り勲褒退職によって退職したということで、これによりますと、明日特派員協会で講演や著作を、講演をするという話もありますけれども、この辺の事実関係について、官房長がもしお見えでしたら伺いたいと思います。

○政府参考人 北島信一君 お答え申し上げます。

まず意見具申でございますけれども、一般に外交施策の立案は様々な角度から議論を尽くした上で行われます。その過程で在外公館長が意見具申を行うこと、これは当然のこととして期待されているわけでございます。天木前大使においても、イラク情勢について意見具申をされたということはございます。

他方、その意見具申というのは、あくまでも政府部内での議論の参考のために行われるということとでございます。意見具申をすることが人事につながるかどうかということにつきましては、全く別の問題として、意見具申の結果としてそれが人事につながるということは決してございません。私が電話をして云々というお尋ねでございますけれども、私、官房長なものですから、外交政策、人事、会計、いろいろな問題につきまして在外の公館長と連絡を取るといことは当然でございます。天木大使とも、今年、何度となく電話で話をしたということがございます。ただ、その中身

につきましましては、これは言わば内部の非公式な意見交換ということでございますので、その内容については差し控えさせていただきますと思います。

○若林秀樹君 意見具申ということですし、少数意見を大事にするということもやっぱり必要だというふうに思います。あの三月の時点において、そういうことを言にくい雰囲気があるかあつたのかなという感じはしますけれども、意見は意見としてやっぱり尊重するということも必要ではないかなというふうに思います。私は、これは天木大使の言い分ですから、それは外務省の言い分もあろうかと思ひますし、その真実は分からないというふうに思います。ただ、そういう少数意見をきちんとやっぱり大事にして政策に反映するという姿勢は忘れていただきたくないというふうに思います。

思い出したのは、同じようにアメリカの國務省で意見具申をして自ら辞めたという、多分在ギリシャかどこかの参事官だというふうに思ひますけれども、彼が國務省を辞表を提出して辞めたということがありました。そして、出てきたのは、今度その辞めた人をアメリカ軍の中の講師として招いて、それで話をさせたというふうな話が付いてきましたので、やっぱりそういう懐の深さというんでしようか、やっぱり民主主義において様々な意見があつて当然だし、そういう中からやっぱり活力ある政策も生まれてくるのではないかなというふうに思ひます。

いすれにしても、もう時間が来しましたので、イラク特措法の延長に関して質問させていただきますが、正に政府の説明責任ということがこれからも問われると思ひますので、そのことを常に念頭に置いてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛でございます。まず、官房長官にお尋ねをいたします。

現在、アフガニスタン及びその周辺では、国際

社会が依然として対テロ活動を実施をしているわけでございます。この点、海上自衛隊も補給活動という形でこの対テロ活動に参加しておりますが、この補給活動にかかわる、補給活動の対象である艦船が減少したことでありますとか、あるいは補給量そのものもピーク時に比べると相当減少しているというふうなことでございます。そうしたこともありまして、自衛隊の撤退を主張する意見もありますし、ほかにもつとやることがあるではないかという論調もあるわけでございます。

こういう中で我が国だけが撤退をするということは、国際協調の観点から私は決して許されないと考えておりますが、官房長官の所見をまずお尋ねいたします。

○國務大臣(福田康夫君) 委員のおっしゃるとおりでございます。これ、ただいま撤退をするとかいうようなことは政府としても考えていないし、もしそういうことがあれば、日本というのは一体どういう国かという批判を受ける可能性が十分にあるというふうに考えております。

この特措法に基づきまして、ただいま海上自衛隊の艦船によります補給活動、これを行っているわけでございまして、これは広範な海域でのオペレーションを効率的に実施するということ、そういうことを可能にすることができるとございまして、海上阻止活動の抑止的な効果を大きくしているものでございまして、テロとの戦いに対する貴重な貢献であると、こういう認識でございます。

したがって、我が国が、今回法律の期限が切れるということを経由して、ただいま申し上げましたように参加するのをやめるとしたら、国際協調を保つという観点からいっても、これは問題になるものであるというふうに考えております。

今後、国際協調の下でテロとの戦いを、これを積極的に引き続き行っていくという、そういうような観点から努力をすべきであると考えておるところでございます。

○荒木清寛君 国際協調あるいはアフガニスタン

の復興支援、あるいは人道主義、そうしたことであろうかと思ひますが、官房長官にもう一つお尋ねをいたしますのは、この海上自衛隊を通しての対テロ支援、対テロ活動ですね、対テロ活動への参画ということが、そういう大きな大義名分は大義名分といたしまして、日本の国益という面について改めて御説明を願ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(福田康夫君) 私、今回の自衛隊のこの海上におけるオペレーションについては、これは国際社会において非常に高く評価されているというふうに思っております。ということは、我が国が、我が国が国際社会の中で評価されているということでありまして、これは大変貴重な、我が国にとつても貴重な活動であるというふうに思ひます。

湾岸戦争のときには、一兆数千億円のお金を払いながら国際的には評価されなかったという苦い経験がございました。今回はそうでなく、まず艦隊が法律の下に出るということによって、これは非常に評価を逆にとれたということなんです。コスト対評価の大きさということから考えても、いかにこの今回の活動が良かったかということ、これは金銭的な問題でない価値も含めて非常に日本国にとつて得難い評価を、及び価値を生んだものと思っております。

○荒木清寛君 そうした実績、自衛隊の活動によって日本のそうした国際場裏における評価が高まっているということは、今後の対イラク支援につきましても十分参考にならざるを得ない問題であるうかと考えます。

そこで次に、石破防衛庁長官にお尋ねをいたします。アフガニスタン国内で掃討作戦が続いている以上、国外に逃亡する者が海上ルートを利用することとは十分想定されまして、したがって、それを阻止、捕獲するための海上阻止行動を実施をしているわけでございます。

そこで、昨日来、説明責任ということが一つの大きなテーマになっておりまして、一体そうした海上阻止行動でどのぐらいテロリストを捕獲をし、とらえたのかというようなことが公表できるかできないかというようなこともあるわけでございますね。

そういう意味では、この海上阻止行動が、いかなる意味においてこの対テロ撲滅の中で大きな効果を発揮しているかということについて、石破長官から御説明を願いたいと考えます。

○国務大臣(石破茂君) 実際にどれぐらい捕まえたかということにつきましては、先ほどの若林委員の御質問に外務大臣が答弁されたとおりでございますので、繰り返すことはいたしません。

なお、公表できることではないこととございますが、政府といたしまして、どれぐらいの成果があり、だれが捕獲されたかということに至るまで、かなりの部分掌握をしておるわけでございます。

それを前提といたしましてお話を申し上げますと、私も聞いてみたことあるんですが、どこの海域ということ具体的にはどこからどこまでということとは申し上げられませんが、少なくとも日本海の何倍も広い海域において各国の艦船がテロに対して船舶検査のような活動をしておるわけでございます。実際に彼らの立場に立つて考えてみますと、補給をしますのに、一々港まで帰るのと洋上で補給が受けられるというのは、これは大変な違いでございます。活動の効率という点からいってもそうでございます。

私どもの海上自衛隊が持つております補給能力というのは、これは各国の海軍と比べましても随一に近いものだと思っております。委員もごらんになったことあるかもしれませんが、全く同じ間隔を保ち、全く同じ方向で六時間、距離にすれば百二十キロにもなりますけれども、百二十キロ真つすく進んでいく。そして、その地域は温度が四十度になる地域であり、照り返して体感温度は五十度、六十度にもなる地域であ

り、そしていつテロがねらってくるか分からないという状況において六時間もその作業ができるというのは、私は、一般の国、一般の国というのは上とか下とかいう意味ではございませんが、普通の国の海軍にできることだとは考えておりません。

加えまして、今日ここで繰り返すようになって恐縮でございますが、この補給能力と同時に、イージス艦あるいはDDH等々の護衛艦を通じてそのテロの情報をきちんと把握をし安全に作業を行うという、そういう能力におきましてもなかなかほかの国において代替が可能だというものではないわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもがやっております活動は、官房長官から答弁がございましたとおり、本当に国際社会におけるテロの撲滅というものに、派手ではない、派手ではないし、ピジュアルにばつとこう見えるものではありませんが、本当にきちんとした貢献というものをやっている、隊員たちも法律に従って国家のために一生懸命やっていると、委員始め御理解をいただいておりますのは有り難いことだと思っております。

○荒木清寛君 具体的な捕獲数というようなものは公表できない部分もあるのですが、そういうすき間のないそうした阻止行動を展開していることと、この自衛隊がテロリストにとりましては大きな抑止力として働いているものと私も考えます。

次に、私、民間の、民間に補給活動をしてもらつたらどうかとかあるいは他国の海軍にということをお尋ねしようかと思いましたが、今のお話の中で、六時間もの長時間一定の間隔でこの補給活動ができるのは、もちろん民間ではなかなか難しいし、あるいは他国の軍隊でもなかなかそこまでのレベルがないというお答えでございましたので、質問は下げさせていただきます。

そこで次に、防衛庁長官に、昨日の質疑を聞いておりましたら、アフガニスタン国土、領域内に

おいて、陸上自衛隊になるんでしょうか、そうした対テロ活動ができるのかという問いに對しまして、今のイラク、失礼いたしました、テロ特措法の枠組みの中ではできるというお答えであつたかと思ひます。ただ、具体的にそういう要望といいますか、需要がないというような答弁に私はお聞きをしましたが、これは、アフガニスタンがもう現在の状況ではいわゆる戦闘地域に当たつていから派遣できないんだということとは違うんですか。

○国務大臣(石破茂君) 昨日答弁を申し上げたとおりでございますが、私どもとしては、この法律の枠組みとしてアフガニスタンの国内で何かができるかというわけではございません。ただ、二一ズとして現在具体的なものが無いというふうな把握をいたしております。

加えまして、委員も法律家でいらつしやいますからよく御案内のとおりでございますが、憲法九条第一項に言いますが、ところの武力紛争が行われている地域であるかどうかということにつきましての判断は、これはそれ以前の問題でございまして、その法的な判断というものは別途なされることになるのだと思ひます。当然そういう地域には行けないわけでございますけれども、そのまでに二一ズというものを現在把握をしていないというところでございます。

○荒木清寛君 理解をいたしました。

そこで、福田官房長官に再度お尋ねをいたしますが、この改正案が成立をしますと、協力支援活動を実施をする自衛隊の派遣期間を延長するという基本計画の変更が必要となります。この派遣期間の延長以外に内容的な、活動の内容の面での変更することを考えているのかどうか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 今回は二年延長をお願いいたしました。対応措置の内容について変更なく期間の延長をさせていただくと、こういうことでございますが、今後のことにつきまして、今までやってまいりました対応措置の内容、これを変え

る若しくは新たに追加するとかいったようなことは今考えているところではございません。

法の枠組みとしてはそれは可能でありますけれども、今考えているわけではございません。二一ズの問題ですね、今、防衛庁長官の答弁した。

○荒木清寛君 やはり、昨日の質疑の中で、このDDRというような組織において、日本政府の特別代表が特に専門的な、世界随一の専門家のようでございますが、専門的な立場で頑張つておられるという話を聞きまして、非常に私も興味を持ちまして、また勉強させていただいたところでございます。そのことも踏まえて、外務大臣に若干お尋ねをいたします。

まず、アフガニスタン情勢で最も深刻な問題は治安の悪化でございます。一言で言いますと、治安が悪いと復興が進まず、復興が進まないの人心や治安が安定をしないといった悪循環にあるのではないかと、このようにも考えられます。

ブラヒミ国連アフガン担当特別代表によれば、来年六月の総選挙を予定しておりますための前提条件である治安回復は不十分であり、旧支配勢力タリバンの再組織化も進んでいるとの懸念も表明をされているということでございます。非常に憂慮をしておる一人でございまして、そうした中でこのDDR、武装解除、動員解除、社会復帰という仕事に取り組んでいる当事者の一人が日本でもあるわけでございます。

そこで、川口大臣に現在のアフガン情勢とこれを踏まえた我が国の取組の見通しにつきましてお尋ねをいたします。特に、治安悪化の背景とも言えます地方軍閥の割拠や、あるいはこのなかなか進まないと言われております武装解除の進捗状況につきまして御説明を願ひます。

○国務大臣(川口順子君) アフガニスタンの現在の情勢につきましては、一言で言つて、いい部分と悪くなつてい部分と両方あります。

それで、いい部分というのは、例えば治安について言いますと、北部、西部は比較的安定をしていて、委員がおっしゃいましたように、パキスタ

ンとの国境に近い南部、南東部、東部といったところについては、アルカイダあるいはタリバン、そしてヘクマティアル派といった活動が活発化をしているという状況にあります。

経済面でいいますと、かなり明るくなってきたおりまして、今、最近で一番経済成長率が高い、何十年取ったときに一番高い三〇％、年率の経済成長をしていますし、食料生産についても今までの中で一番高いといった明るいニュースがあります。小規模な経済活動というのが活発化をしている状況にあります。

そういったことが全体としての状況でございます。移行行政権と国際社会の協力、移行行政権の自効努力、国際社会の協力が一定の成果を上げつつあるというふうに私は考えております。

そういった中で、そのDDRですけれども、これは昨日もお話がありましたけれども、軍閥、兵士の武装解除、動員解除、そして社会復帰ということをお国とそれから国連のUNAMAというアフガニスタン支援ミッションと一緒に進めてきているということでございます。DDRのプロセスというのは今準備の最後の段階でございます。今年、まあ今年十月、今月ですけれども、にもカルザイ大統領が大統領令を出しまして、これをスタートをするという運びになっていきます。

我が国としてはそれを目指しまして、これは基本的にアフガニスタンの政権自らがやることを我が国や国連が支援をしていくということでありますけれども、現地の国連、米軍との意見交換を行っておりますし、先ほど委員がおっしゃっていただいた伊勢崎先生率いるところの我が国大使館のDDR班、これが積極的に動いていますし、軍閥あるいは地元勢力、地元社会との協力についても働き掛けをしております。また、その動員をされた兵士が職を得て社会復帰をしていくということではないといけませんので、その支援についてもいろいろ考えているということでございます。

○荒木清寛君 そのDDRのプロセスにつきま

しては、大臣がおっしゃっている平和の定着という一つの日本外交の大きな基軸ともかわる問題でありますので、是非、国連あるいは米軍との協力ということもございまして、成功させてもらいたいと思います。

その伊勢崎氏によりまして、アフガンの武装解除を進める上で最も大きな問題は国連平和維持軍などの中立的な軍勢力、抑止力が存在しないという点にあるという指摘でございます。このためには、第一には、アフガニスタン国防省の公正中立性の確保とそのための改革。第二には、現在米軍が取り組んでおります国軍創設作業との協調、協力が必要である。こうしたことも論文で指摘をされておりますので、昨日も言及があったかと思

います。そこで、特にそうした中で、このDDRを成功させる上では国防省の改革あるいは国軍創設ということが重要になってくるようでありまして、特にこの面で米軍との協力関係を特に緊密にして相互補完ができるようにしていただきたいと考えますが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣（川口順子君） 委員がおっしゃるとおり、アメリカとの連携というのは重要だと考えています。米軍は、御指摘になられましたように新国軍、これを作っているところでもあります。それから国防省の改革というのもやっています。我が国のやっているDDRとは本当に隣接した関係というところでございまして、こういふことについて現地ベースで、あるいは本国同士でアメリカとの間には密な連携を持ちながらこれを進めているというところでございまして、今後とも引き続きアメリカとの間では連携を保って進めていきたいと考えています。

○荒木清寛君 ちょっと時間が過ぎますが、終了させていただきます。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。最初に、期限延長に関連して福田官房長官にお伺いします。

延長と言うからにはやはり見通しをある程度、

考え方でもはつきりさせる必要があると思えます。二年延長ということになっていきますけれども、二年後に今の事態が変わらなければ、再度国会で議論してもらおうであろうということも答弁の中で行われておりますから、二年で終わるということではないと思えます。

アフガニスタンの情勢の見通しについて言えば、今のテロとの戦いがいつ終わるかということ、簡単に言えないという答弁もあります。そして、自衛隊を撤退するということになればそれは国際協調に反するということになる、結局、この法案はアフガニスタンにおけるテロとの戦いが続いている限り継続するということになる、ざるを得ないだろうと。それは二年以内に終わる可能性もなくなはないかもしれませんが、しかし、続いている限りはこの法案は継続すると、そういうふうにと取つていいですか。

○国務大臣（福田康夫君） 今回、二年間の延長をお願いするというところで改正案を提示させていただきました。ただ、その中で二年を超える場合にはまた延長ができるということは附則の方で書いてございまして、ということ、延びるかもしれないということを想定した上でお願いをしているということでございます。

ただ、今後どうするかということになったときに、それは無期限にというわけじゃない。やっぱり二年なんですね。今お願いしているのは二年で、その二年の期限が来ればまたそのとき的情勢において、情勢を見てお願いしなければいけないという状況が来れば、そのときはまた国会で御審議をいただく、こういう手続を踏まなければいけないこととございまして、無制限というわけではないということとございまして。

○吉岡吉典君 二年後に今回と同じように自衛隊を撤退するということになれば国際協調に反するという考えが続くでしょうから、結局はいつまでもということだと私は思います。

それはおきまして、次の問題です。念のために確かめておきたいんですが、この延長期間、二年あるわけですが、この間に艦艇の、自衛艦の派遣だけでなく、イラクで行われるような地上軍の派遣という問題が出てくる余地は全くないというふうに言えるかどうか、法律上はそれはどうなるのかということについてお伺いします。

○国務大臣（福田康夫君） その点につきましては今後、今後の話でございますけれども、今お願いしているのは、今の対応措置を継続するという意味において二年間の延長をお願いしているということとでございます。もし新しいことを追加的にやるんだということですね、あくまでもこれは、この法律の枠内であることは当然でございますけれども、そのときの必要性に応じてほかの活動をするということ、これはないわけではないと思えます。しかし、今はそういうことは考えていないということをおし上げておきます。

○吉岡吉典君 私は、今あるかないかじゃなくて、法律上はどうかということですね。

○国務大臣（福田康夫君） 法律では対応措置の内容を書いてございまして、その要件に満たすものがあればできる。しかし、その前提として二一三があるかどうかということでもあります。

○吉岡吉典君 官房長官は、衆議院だっと思えますけれども、答弁で、アフガニスタンの情勢というのはイラクのように戦闘区域と非戦闘区域とを区分けすることができないう。したがって、地上軍を出すというようなこと、わけにはいかないんだという趣旨の答弁を行っておられます。そう考えていいですか。

○国務大臣（福田康夫君） どういうふうに申し上げたか今記憶しているわけではありませんけれども、戦闘地域にこれは憲法上の規定から行けません。これは当然のことでございます。したがって、戦闘地域には今でも行かないという考え方に変わりはございません。

○吉岡吉典君 私、戦闘地域に行くか行かないか

ではなく、イラクの情勢と違つて、アフガニスタンでは区分けすることさえできない状況だという答弁だと私は思います。これは七月の、今年の七月二日の答弁ですが、そういうふうにお答えになつてゐる。ですから、法律上は、さつきは二一ズがあればということをおっしゃいました。それを前提として構いません。法律上は、戦闘区域、非戦闘区域が区別できるようになり、憲法上も行けるという状況が生まれれば、法律上は行けることができる、そういう法律になつてゐると思つていいわけですね。

○国務大臣(福田康夫君) このテロ特措法を御審議をお願いしたときというのは、正にイラク全土が戦闘地域と、こういうような認定をしておつたわけでございまして。したがって、そういうふうなことを申し上げたのではないかと思います。

○吉岡吉典君 そこで、アフガニスタンの情勢です。

私は、この答弁を読んでみまして、改めて、そうすると、これは政府の認識、少なくとも官房長官の認識によれば、アフガニスタンの状況というのは、全土戦闘継続が、戦争状態が続いてゐると言われているイラクよりもっとひどい状況かなという気がするんですが、どうですか。

○国務大臣(福田康夫君) 今、私の前の発言でイラクと申し上げたかもしれませんが、アフガニスタンのことでございまして。アフガニスタンのことについて申し上げます。

○吉岡吉典君 今、もう一回繰り返しませんけれども、いずれにせよ、イラクは戦闘区域と非戦闘区域との区分けをして、それで行けるか、行けるかともかく、これからその非戦闘区域の中に更に安全地域があるかどうかを確かめて、あれば行こうということですね。アフガニスタンの場合にはその区分けできない状況ということになるかと、アフガニスタンの状況はイラクよりもっと大変な状態だということになるんですか。そう取つていいんですか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、アフガニスタ

ンにおいて今現在、日本、我が国が何らかの支援をするというその二一ズがないということでもつて支援活動をしなないということでありまして、二一ズがあるというのであれば、それがこの法律の枠内であるのかどうか、特に、今委員御指摘の戦闘地域、非戦闘地域といったようなことであれば、そういう状況かどうかというものを精査した上で判断する。その二一ズのあるところがそうなのかどうかをよく調べて、その上で対応措置を実施するかどうかを決めると、こういう段取りになるわけですね。

○吉岡吉典君 それでは、そのアフガニスタンの情勢についてももう少し詳しく伺ひたいと思つてい

○政府参考人(堂道秀明君) お答え申し上げます。

米軍を中心に実施されております不朽の自由作戦には、現在、七十か国を超える国々が何らかの形で協力しておりますが、そのうちアフガニスタン国内には、現在、約二十か国が部隊、将校を派遣いたしまして、同国の南東部を中心に掃討作戦を継続しております。米軍は約九千五百人、その他の国が約三千人となっております。また、これは別にISAFでございまして、三十二か国、五千五百三十七人が活動しております。

○吉岡吉典君 艦船はどれだけの船、これも聞いておきます。

○国務大臣(石破茂君) これは、先生のお尋ねはインド洋に派遣してある船のことでございますか。

○吉岡吉典君 各国。

○国務大臣(石破茂君) 各国の船は、各国別のデータを持持ち合わせておりませんが、一番直近で米国の艦船が二隻、そのほかの国の艦船が十九隻ではなかったかと承知をいたしております。

○吉岡吉典君 事務方の方、私、報告を求めると言つておいたはずですが、なければ、昨日

いただいた資料によると、最高時には二〇〇二年五月、米艦船約四十隻、米国以外十五か国、約六十隻と、こういうふうになつておつて、それが今は米国二隻、米国以外が九か国で十九隻と、こういうふうになつております。

そこでお伺ひしますけれども、私は、この法案の延長ともかわるインド洋に展開している各国の艦船ですけれども、これはどういうことをやっているのか、分かるように説明していただきたいと思つてゐる。というのは、例えば空母群、空母まで行つてゐるということになると、いわゆる海上阻止行動と言われるテロの海外への逃亡を阻止するというのに空母まで行くというのは理解し難い。したがって、これは全体としてどういう仕事をやつてゐるのかということをお伺ひします。

○国務大臣(石破茂君) これは、私どもがこの法律に基づきまして補給活動を開始した時点は航空母艦もありません。それはアフガニスタン本土を攻撃するという目的のために派遣された航空母艦でございまして。ですから、この法律に基づきまして補給活動を開始しました当初はそのような活動をする船が主体でございまして、まだ海路を通じて、通つて逃亡というようなこと、もちろんなかったわけではありませんが、そのオペレーションが全くなかつたわけではありませんが、それが並行されて行つておつたことだと思つています。

アフガニスタンにおいて主要な戦闘が終了をいたし、アフガニスタン本土を攻撃するというようなことがなくなりまして以降は、海路を通じて逃亡する、そういうような者に対して、警告、照会を行い、あるいは船舶検査的なことを行ひたいということでありまして。

○吉岡吉典君 そうすると、日本の自衛艦が給油という形で支援活動をやつてゐた、アメリカの当時多かつた時期は六十隻、七十隻にも上つたという報道もありますが、いずれにせよ、外務省にいただいた資料でも四十隻ということですが、これらはいわゆる海上阻止だけでなく、本土

攻撃にも参加してゐた艦船、例えばトマホークの発射とか、空母からは艦載機による爆撃もあつただらうと思つてゐます。そういう行動に自衛隊が自衛艦を派遣して給油をするということは、私はどこからどう見ても、どういう理屈でこれを正当化されるか分かりませんが、やはりこれは武力攻撃と一体化した支援活動ということになると思つてゐるけれども、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、今先生からトマホークというお話がございました。どの船がどのような行動をしておつたか、あるいはどの船に給油を行つたか、私どもが補給をいたしました船からまた補給を受けた船がどのような名前であるという具体的なことはお答えをいたしかねます。

ただ、先生がおっしゃいますように、それが憲法に禁ぜられたものではないか、集団的自衛権の行使ではないかということにつきましては、これはもう何度もお答えをいたしまして恐縮でござい

○吉岡吉典君 最後のところ、もう一度説明してもらいたいんです。つまり、直接攻撃している艦船に給油してゐないから問題ないという趣旨ですか。

かつてこの問題が論議されたときに、例えば発射している瞬間に給油するのは違法だけれども、発射していないときに給油するのは憲法上構わないという答弁もありました。そういう解釈か。どういふ解釈で集団自衛権に当たらないとおっしゃるのか。日本の自衛艦が給油したその相手の給油艦から給油を受けるから、間接的になるから問題ないというようにおっしゃるのか。そこらちよつと説明してください。

○国務大臣(石破茂君) それは総合的に判断をいたしまして、私どもがやつておる行為というものが武力の行使に当たるか、あるいはそれを一体化というふうな評価を受けるかどうかという問題で

でございます。

ですから、先生御指摘のような議論は、私もうる覚えではございますけれども、じゃ、どういふ地域が戦闘地域になるのか、あるいはどういふ地域で行えば一体化ということになるのかという際にそのような議論が行われているように承知を、記憶をいたしておりますが、いづれにいたしましても、私どもとして、一体化と評価をされるようなこと、あるいは武力の行使と評価されるようなことを行わないのは当然のことでございます。

○吉岡吉典君 給油ですから、これが直ちに武力行使だとは私も言いません。しかし、地域の問題じゃないんです、この問題は、日本の自衛艦が給油している、その給油を受けた飛行機が爆撃をやる、あるいはトマホークによる攻撃を行う。これはどう見たって武力攻撃に対する支援活動であつて、それは広く見ればアフガニスタンへの武力攻撃に対する支援であるということははっきりしている。海上阻止行動で、何かテロの残党が外へ逃げるのを防ぐための活動をやっているように一般には聞こえるような、その一方でそういうことになつていたとすれば、私はそれは憲法上重大な問題だと思ひます。

それはもう一度答弁求めます。どういふ点で武力行使と一体でないとおっしゃるのか。

○国務大臣(石破茂君) それは、今回法律のタイトルが示しておりますように国連決議というものがあつまして、それに基づいて行動しておる軍隊でございます。それに對しまして私どもが、それを前提といたしまして私どもがいかなる後方支援を行うかということでございまして、繰り返しのようになりますが、武力の行使そのものではないということとは先生今おっしゃつていただいたとおりでございますけれども、一体化というふうに評価をされるようなことも行わないということでありま

すから、そういう重大な支援活動が行われていたということを確認して、次の質問に入ります。

この二年間にどれだけ死傷者が出たのか、テロ勢力の掃討者数ですね。それから、米軍など派遣された軍隊の死傷者、民間人の犠牲者、これを報告してください。

○政府参考人(堂道秀明君) お答え申し上げます。

アフガニスタン国内の掃討作戦等によりましてテロ勢力の死傷者につきましては、米国等からこれまで正式な発表はございません。必ずしもアフガニスタン国内の掃討作戦等によるテロ勢力の死傷者については明らかではございません。

ただし、不朽の自由作戦を中心としたテロとの戦いのこれまでの成果として、三千名以上に上るアルカイダのメンバーを拘束しましたし、また、アルカイダの幹部やメンバーの指導者が合わせて約四十人、殺害又は捕獲されたことと承知しております。

アフガニスタンに派遣されている米軍などの死傷者につきましては、対テロ作戦実施部隊の大宗を占めます米軍の戦死者はこれまで四十九名とされております。カブールを中心に展開している国際治安支援部隊は、これまで事故、テロ等により少なくとも十数名が死亡していると承知しております。

民間人の犠牲者につきましては、報じられた個々の事例については承知しておりますが、アフガニスタン政府からこれまで犠牲者数について正式な発表はございません。

○吉岡吉典君 私は、今の説明の中で、テロ勢力、米軍についてはある程度の事実が報告されました。しかし、民間人の犠牲者については発表がないというだけで何の報告もありません。民間人の死者については日本政府、外務省は関心がないんですか。

○政府参考人(堂道秀明君) アフガニスタンにおきます米軍の軍事行動等に伴います民間人の被害者の動向については、私どもも注意深くフォロー

しております。例えば、二〇〇二年の七月には結婚披露宴での会場が米軍機に誤爆されたということにつきましても報道されておりますし、二〇〇三年の四月にも東部におきまして米軍機が民家を誤爆し民間人が死亡したということについても承知しております。

他方、テロ活動は活発でございまして、民間人に紛れ込んでテロ活動を行うという事例も多数ございます。

○吉岡吉典君 正式な米軍あるいはアフガニスタン暫定政府による発表はないかもしれませんが、しかしアメリカのいろいろな団体からはずっと系統的に調査報告が発表され続けております。もうそれによると、一昨年、二〇〇一年の半年間で、二〇〇一年から半年間ぐらいで、三千五百という数字もあれば三千六百を超えるという数字もあれば三千七百人という数字もある、そういう規模の人々が犠牲になつてゐる。これは、私は非常に重要だと思ふのは、攻撃開始の日のブッシュ大統領の声明では、標的を注意深く選んで行われておると、こういうふうな声明しております。そういうところでこれだけの犠牲者が出ておる、それにクラスター爆弾による犠牲者もたくさん出ております。私は、政府がこういう民間人の犠牲者がどれだけ出てゐるかということについてはもっと真剣に調査して、この戦争をどうするかということ

を考ふる基礎資料にしたいと思ひます。

死者というのは、だれの死であらうと重視しなければなりません。九月十一日のあのテロによる犠牲者、これも我々は重視しなければなりません。そしてまた、あのイラクで、水を水と叫びながら息を引き取つたというデモク国連特別代表の死も本当に我々が悼むべき死だと思ひます。しかし、同時に、アメリカの爆撃によつて一年足らず、半年ほどで三千五百以上という数字が発表されてゐるこういう死亡、そしてまたクラスター爆弾がばらまいた地雷で亡くなった多くの子供、こ

ういう死も非常に我々は考えなくちゃならない。

こういう事態をなくすためにどうするかということも明らかにする上で、私どもはこの二年間のアメリカの爆撃というものがどういふ出来事だったかということを全般的に振り返つて検討を加えながら、今の延長問題も考えなければならぬと思ひます。

私は、死者に対してどういふ態度で臨むか。私は、あらゆる死者を同じに見なければならぬ。私はかつて委員会で紹介したことがある人の書いた「アメリカの国家犯罪全書」というこの本では、こういうふうな書かれております。アフガニスタンの死者たちは、黙禱もささげられず、米国高官や芸能界の有名人が参加する追悼式典もなく、各国の元首から送られたお悔やみの言葉もなく、犠牲者の家族のための何百万ドルという寄附もないと、こういうことではいかどうかということを書いております。

ですから、私は、さっきだけの人々が亡くなったかということ、民間人に関心がないのかということをお願いしました。外務大臣、お答え願ひます。

○国務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃるやうに、こういった状況で亡くなられた方、これは民間人であらうとだれであらうと、その命は惜しまるべきものであると思ひます。

そういう意味で、民間人の方々のその死者の数についても我々としては関心を持っていますけれども、先ほど堂道局長が答弁をいたしましたように、だれが民間人であるかということについては、なかなか我が国のこの場所からは分かりにくいということでもあります。大使館その他でアフガニスタンについての情報は日本は相当に持つておりますけれども、分からないということもまた事実であります。いろいろ報道等を通じて引き続き押さえられる情報については押さえていきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 私は、二年間たつてこの法案を延長するときに、国際協調のためには自衛隊を撤退

するわけにいかないんだというようなことだけでなく、この二年間の出来事を全面的に政府としても検討してもらいたい、またそれが行われたかどうかということも関心を持って伺いたいなかなければなりません。

この九・一一のテロ事件が起きたとき、世界の議論が割れました。一致している点は、テロは絶滅しなければならぬ。私も、テロの根絶は人類の課題だということを言いました。どうしたらテロを根絶することができるか、その点では政府・与党と我々は意見が違いました。我々は、武力によってテロは根絶できない、だから国連を中心に国際世論を一致させ、国際的なテロに対する包囲網を強め、テロの居場所がなくなる、こういう状態を作ることがテロを根絶することだと、こう主張しました。この間、小泉総理もテロの居場所がなくなるようにしなさいかぬとおっしゃったので、その点は一致します。

どうしたらテロの居場所をなくすることができるか。武力攻撃は国際世論を分裂させて、かえってテロの居場所を作ると、私は今のアフガニスタンの状況というのは私も心配したそういう状況になっているんじゃないかと思えます。そして、この今の事態は、爆撃が開始される前と違って、打開、どうしたらいいかということ、極めて困難ですね。私も、いろいろ考えてみてももう大変な事態になっている。しかも、テロ、いつ根絶できるか分からないという状況です。そして、テロとの戦いには一定の成果もあったというように、ことごとく、もつと根本的に検討し直していただきたいと思えます。

あしたも続きますから、私、あした一時間半質問がありますから、ゆっくり質問を続きやらせていただきますけれども、官房長官、今の根本的な検討をやってくださいということをどういうふうにお考えになるか、それだけ聞いて今日の質問は終わりにします。

○国務大臣(福田康夫) どういうことをしたらテロを根絶することができるかという方法論も

ございます。武力攻撃とかそういうことは、これは決して容易、簡単に取るべき手段ではないと思えます。しかし、テロ撲滅のために、撲滅というのはそう簡単なことでもないということだと思えます。

明日時間がたつぷりとあるということでございますので、また明日お話をさせていただきたいと思えます。

○吉岡吉典君 じゃ、委員長、これで終わります。

○委員長(若林正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡崎トミ子君が委員を辞任され、その補欠として神本美恵子君が選任されました。

○田英夫君 二年前の九月十一日にニューヨーク、ワシントンなどのテロが起きた。そして、このテロ特措法が提案されましたとき、私は実は国会におりませんでした。審議にも参加しておりませんが、今改めてこの法案を、法律を延長するというこの機会に、お互いに冷静になってこのテロの問題を考える必要があるんじゃないかと思えます。

一人の民間人として、あのニューヨークの貿易センターに飛行機が突っ込む姿をテレビで見て、本当に大きな衝撃を受けた。二千数百人の人が亡くなったわけでありますが、まあこういうことを言っただけで済みますが、あんなに冷静な人、その怒りに燃えてアフガニスタンを攻撃するということ、戦争に訴えたいわけですが、本当にそれが正しかったのかどうか、テロというものの対して軍事力を、戦争という手段によってこの解決をしようとする、このことは正しかったのかどうかという、言わばそのアフガニスタン戦争の大義というものを冷静に考えていかなければならない。そのアメリカを今この法律によって支援して、これを延長しようというんですから、本当にその戦争自体が正しかったかということを考える必要が

あると思えます。

実は、私も一人の民間人、ジャーナリストに戻った感じで、ジャーナリストの仲間とともに子ども平和基金という、言わばNGOの組織を作って、今もアフガニスタンの子供たちを助ける募金運動を続けております。現地に事務所を作って、今のアフガニスタンの状況も定期的に聞いておりますけれども、今ちょうど同僚委員の御質問で、民間人の、アフガニスタンにおける民間人の被害者の数が問題になっておりましたが、ニューヨークと比べてより多くの犠牲者が起きているという、何の責任もないといいますが、テレビで見ても、お母さんが、私たちは何にも悪いことしていないのに。子供が死んだ、それを嘆いている姿を見ておると、本当にこんなことではないのかという気がしてなりません。

戦争という手段でテロを解決できるのか、そのアメリカの戦争を支援するということが本当にいいのかどうかです。確かに、タリバン政権も特異の政権であったことも事実でしょう。アルカイダという組織がアフガニスタンの中に存在した、あるいはビンラーディンという人がいたということ、現在もいるかもしれないということも事実ですが、オサマ・ビンラーディン氏やアルカイダはアフガニスタンの住民じゃありませんからね。あの論理でいくと、テロをやる集団がたまたま日本に潜り込んでいて、そしてどっかでテロをやったと、そうするとアメリカは日本を攻めてきますか。そういう論理になっちゃう、論理の上では。

テロの集団が巣くっているその国を攻撃して、何の関係もないその国の民間人が犠牲になっていくという、冷静に考えてみるとよっぽどこのやり方はおかしなやり方じゃないですか。ほかに方法はないものかと思えますが、官房長官、どうですか。

○国務大臣(福田康夫) 九・一一のテロ攻撃、これは米国のみならず、これは多くの国々も関係

して、我が国も二十人内外の方々が亡くなったと、こういう事件でございまして、これはもう人類全体と、大げさに言えば、大げさに言わなくても人類全体に対する卑劣なる挑戦だと、こういうような受け止め方をして毅然たる対応をしなければいけない、これが国際世論の一致した考え方であつたと思えます。

そういうことについて、アフガニスタンを米国が中心になって攻撃をしたということでありましてけれども、これは米国の自衛権の行使であるというように承知をしております。その結果、委員御指摘の一般の市民にも大変大きな犠牲を与えた可能性があるのでありますけれども、しかし米軍は、その戦闘行動においては一般市民をなるべく犠牲者を出さないようにという配慮をしながらやってきたということも事実でございます。今までの武力攻撃と違ってその犠牲者は少なかつたというような情報も聞いておるところでございます。

テロとの戦いというのは、これはなかなか大変なことだと思えます。これ、どうやって撲滅することができるか、根絶することができるか、なかなか容易なことではないと思えます。アフガニスタンの場合には、そういう中においてもテロを、テロリストを養成する学校を十七でしか、持つていたというくらいテロリストの養成国であつたということも事実でございます。今回の米軍その他の軍隊の攻撃によりましてそういうテロリストの養成学校は撲滅、絶滅されたわけでございましてけれども、それでもって決して安心できるような状況では残念ながら今はないんだということでございます。まして、引き続きテロ絶滅のための活動を続けている。また、それに参加する国々も三十数か国に及ぶということでございます。我が国もそういう国々を側面から支援するという形において国際的な貢献を果たしていること、こういう考え方で今活動をおこなっているわけでございます。

○田英夫君 これは一つの提案ですけれども、先ほど国際刑事警察、国際刑事裁判所の名前が出て

おりましたけれども、いきなり裁判といつてもどうしようもないので、逮捕する方の側を国際的に作らなければいけない。つまり、警察があつて、そして起訴して裁判ということになるんで、国際的にテロという犯罪集団を取り締まるという、警察の役割を果たすというものは実はないわけですね。国連の中にそういう言わば国際テロ対策警察隊というようなものを作るといふ考え方はできないんだらうかと思ひ付くんです。

つまり、PKOというのは国連憲章に規定があるわけではない。国連憲章の第七章で国連軍のことが規定されておりますけれども、PKOというのは、国連軍というのは米ソ対立している中でどちらかが、どちらかの陣営が拒否権を発動するから何にもできないという状況の中で考え付いた一つの知恵ですよ。そして、今ではむしろPKOというのは国連活動の非常に大きな部分になっている。国連憲章にはないけれども、そういうことを考え出した知恵だと思ひます。

同じように、今、テロというものが国際的に非常に大きな課題になっているときに、国連の中に、憲章の中になくともそういうものを作っていくということ、正に平和憲法を持っている日本こそそうしたものを考えて、各国と協議をして実現をしていくということはできないものだろうかと。

これは通告してありませんからどなたでも結構ですが、どうぞ。

○国務大臣(福田康夫) 警察というと大体国内の治安、取締りといったような面が多いんではないかと思ひます。それが、いきなり国際警察と、こういうことになりましたと対応できるかどうかという現実論があるわけでごさいますけれども、まあお考えはお考えとしてよく分かるところもございますので、そういうお考えも今後いろいろなところで検討してみたいと思ひます。

○田英夫君 本当にあらゆる知恵をみんな、世界じゅうの人が出していくときじゃないかなと思ひます。

イラクの問題も、実は、本日のテーマではありませんけれども、自衛隊を派遣するというぎりぎりのところに来ております。もちろん私、もちろんというのにはおかしいですが、私は自衛隊を派遣することに反対でありますけれども、第一、アメリカが正にイラクを戦争という手段で攻撃をしたこと自体、マスコミは戦争の大義と言つておりますけれども、本当にそういうことが許されていいのか。確かに、大量破壊兵器を持つておるぞと。結局、これはどうやらアメリカでもイギリスでもそのことをオーバーにやつたのではないかと。いうことで政権が危機に立たされておりますけれども。

それもさることながら、フセインという独裁者がいるからけしからぬ、ある国の政治体制について、自分たちから見るとあいつはおかしなことだからやつちやえといつて、まるでやんちゃ坊主のように、世界の国々に対してアメリカが戦争という手段に訴えるというやり方で問題を解決しようとする。それを支援するというのでいいのかどうか。アフガニスタンの場合もそうですが、イラクの場合はより別の問題で、私は非常に疑問を感じます。日本の、日本人は、もっと戦争という手段に訴えることに對して厳しくなければならぬ。この問題は機会を改めて取り上げたいと思ひます。

自衛隊を派遣するという問題、今日の課題であるテロ特措法の問題は、海上自衛隊を現実には派遣しているという。何か私などから見ると、PKOで陸上は何回か出ているけれども、海は全然出ていない、この辺で機会を与えるというふうな、そんな気さをする。そう言つては大変海上自衛隊の皆さんには失礼だけれども、なぜか、それこそまず自衛隊の派遣ありきという、そういう気がしてなりません。

前にも言ひましたが、繰り返しますけれども、ここは参議院です。参議院は、自衛隊ができた直後、自衛隊の海外派遣をせざることを決議しているのを本会議でやつている。この先輩の、鶴見祐輔

氏が提案をしたんですが、この先輩の決議をお互いに大切にしたいと思ひ、行政府の皆さんもこのことを考えていただきたいと思ひます。

そして、日本の憲法ということをもつと、今や公然と総理大臣が、憲法改正を二〇〇五年までに与党の案を作るといふ、そういうことを言われる状況になりましたけれども、私は誠に残念であります。憲法第九条を作られたのは幣原喜重郎さんですが、憲法を決定したときは国務大臣で吉田内閣の下で憲法を担当された。その言葉、平野三郎さんというこの方も国会議員から岐阜の知事になられたんですが、幣原さんから直接聞かれた記録が残つております。もう原子爆弾というものができた以上、日本は戦争をしてはならない、戦争をしないためにはどうしたらいいか考えて、考え抜いた挙げ句、それには武器を持たないことだ。武器を持たない、つまり非武装などということと言つたら狂気のさたと言われるかもしれないが、戦争をして多くの人を殺し合うということと非武装ということとどつちが狂気のさただろうかと。幣原さんは平野三郎さんに語つておられる記録が残つております。こういうことも是非、今この機会に国会議員の皆さん、行政府の皆さんはお考えいただきたい。

自衛隊を出すということは自己完結型の集団だから一番いいんだという意味のことをよく言われます。先日の本会議でもそういう言葉が、ある党の代表から出ました。そして、カンボジアPKOのことを例に引かれて、自己完結型の自衛隊が行つて非常に活動をよくやつてくれたという意味のことが発言がありました。違いますよ。

私は、日本カンボジア友好協会という小さな組織の理事長をしておりますが、そのために何度もカンボジアへ行つております。失礼ながら、自衛隊がやられたところへも行ってみましたが、全く元のもくあみですよ。あれは道路の補修をやられたんですけれども、それは雨期が来ると、本当に梅雨のようなものじゃない、バケツをひっくり返したような雨が降り続いて道路が川になります。

一シーズンそれが終わると、もう簡易舗装の程度の舗装は全部流されてしまひます。そういう状態を知らずにやつたのかもしれないが。

本当に、何でもまず自衛隊派遣ありきということではならないと、このこともこの機会に是非お考えをいただきたい。短い時間しかありませんでしたから、そのことだけ申し上げます。

最後に一つ、ちよつと話が飛びますけれども、防衛庁長官に伺ひたいんですが、自衛隊は劣化ウラン弾の処理能力がありますか。

○国務大臣(石破茂君) 劣化ウラン弾の処理能力を我々が有しているとは承知をいたしておらないところでございます。

○田英夫君 これはイラクの場合が主ですから改めて、機会を改めて議論いたしますけれども、自衛隊が劣化ウラン弾の処理能力があるなら、私は、そのために行くなら、必要なら行くべきかもしれない。私は自衛隊の海外派遣は反対でありますけれども、そのくらい劣化ウラン弾というものの危険性ということを言ひたいんです。

劣化ウラン弾というのは本当に今、アメリカ軍がイラクで多用しまして、湾岸戦争のときの劣化ウラン弾の結果が今出てきています。ちょうど十歳ぐらいの子供さんたちが白血病やがんになる、それが急上昇しています。それはお母さんが、地下に撃ち込まれて不発弾になっている劣化ウラン弾から地下水に流れ込んで、放射能が流れ込んでそれを飲んで、日常生活の中で飲んで、そのお母さんから生まれた子供さんが被害を受けているという。

今の、今度の戦争の結果はこれから十年後に出てくるということになるんで、これは半永久的にイラクという国は放射能の被害を受けることになるんです。そのことをもつと真剣に考えるべきだと思ひているから申し上げました。

一方的に話だけいたしました、お願いを申し上げて、質問を終わります。

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎です。

今、田委員のお話、いろんなところでお話を伺って、私自身も、田委員はよっぽど戦争を体験してその思いがあるんだらうと、よっぽどつらい体験だったんだらうというふうに感じております。そして、今、私自身は戦争に関しては全く体験もしていないし、伝え聞く話だけですけれども、多くの方が犠牲になつて、本当に悲惨な事実があつたんだというだけではしつかり受け伝え、言つていかなければならないというふうに考えております。

さて、私自身、あと、過去の戦争というのがあります、今現実の二年前のあの事件ということも同時に忘れてはいけないというふうに考えております。二十一世紀初めの、最初の国政選挙という事で、私もこの国会議員という立場になつて直後ですね、あの同時多発テロがあつた。

違ふ機会でもちよつと私自身も自分の経緯ということについてお話をしたんですが、私は日本人ですけれども、ニューヨークでたまたま生まれたんです。父が出張していたときに、出張というか、向こうで、出張じゃないですね、向こうでしばらく転勤で、転勤です、仕事をしていたときに私はたまたまニューヨークで生まれました。これは、でもシヨックでした。あ、なるほど、こういう大変なテロとの戦いをしていかなくちやいけない時代なんだなということを感じさせられました。

〔委員長退席、理事常田幸詳君着席〕

今ちよつと改めてなんですけれども、あの同時多発テロで犠牲に遭われた日本人の方、どれぐらいいたのかということを変更して質問させていただきます。

○政府参考人(西田恒夫君) 手元に詳しい資料は持っておりませんが、二十数名の方が亡くなられたというふうに承知しております。

○愛知治郎君 済みません、ちよつと通告で行き違いがいろいろありまして、確認をしたかったんですけれども、亡くなられた、確認された方が十三人で不明になつた方が十一名ということで、実

はもう一つ聞きたくて、これもちよつと時間がなかつたので改めての機会だと思つたんですが、このテロに巻き込まれた日本人の方々が過去どれぐらいいるのか、この同時多発テロだけでなく、全世界でどれぐらいの方が犠牲に遭われているのか、どれぐらいの危険が存在しているのかということもちよつとお聞きしたかったんですが、少なくとも今現在、危機的な状況というか、そこに危機があることだけは間違いないことだと私自身は考えております。

そして、このテロに対応していくためにテロ対策基本法のようなものが必要であらうということも何度もいろんな方からお話ありましたけれども、基本的な姿勢だけは明確にしていかなくちやいけないというふうに考えております。

この点、官房長官、まだいらつしやいますので、政府の国際テロリズムに対する基本的なスタンス、姿勢について伺いたいと思つています。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国は、テロというのは極めて卑劣な行為であると、こういうふうな考えております。したがうして、決してこれにひるむことなく立ち向かうという姿勢で、基本姿勢でございます。

その上で、どういうようなことをしているかということでありまして、今回のテロ対策特措法も、これもそうでございます。まず、この法律によりまして諸外国の軍隊等の活動を支援してまいりました。それから、テロ関連情報の収集分析、出入国管理、ハイジャック対策、NBCテロ対策、重要施設の警護の警戒警備、テロ資金対策等々の総合的なテロ対策の強化を図つてまいっております。

いずれにしても、テロの脅威は依然として深刻であるという認識を持ちまして、その防止、根絶に全力を尽くしてまいりたいと思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

どうも私自身も見えにくいというか、断固たる姿勢でこの根絶に向けてというのはあるんです

が、ちよつと場合を分けて項目ごとというのか、視点を分けて考えてみたいと思つまして、幾つか挙げさせていただきます。

私自身、まず四点あるんですけれども、一点は、テロリストに対してこれは妥協してはいけない。断固たる姿勢で臨まなくちやいけない。官房長官、今おっしゃられましたけれども、それが第一点です。

第二点では、国際テロに関しては、少なくとも国際社会がどれだけ緊密に連携ができるか、一致団結できるかというのも重要な要素だと思つています。

三点として、テロリストをまず生み出さない努力をしていかなくちやいけない。加えて、今いる、現在存在する凶暴な凶悪なテロリストに対してはこれを根絶していかなくちやいけないと思つています。

第四点ですが、これは現実的にですけれども、例えば爆弾であるとか飛行機を乗っ取るであるとか、あいつたテロ行為そのものを未然に防いでいかなくちやいけない。

基本的に私自身の中で整理をさせていたんですが、一つ一つちよつとお伺いをしていきたくと思つています。最初の第一点、テロリストに対して妥協しやいけないという姿勢なんですけれども、これをちよつと具体的にお伺いをしていきたいと思います。

といいますのも、憎しみの連鎖でやり合つていって、ずつといつまでやつても切りがないだらうと。テロリストとちやんと交渉をして話をしたらどうか、それから無視をしたらどうかという話も聞いたことがあります。私はそうするべきじゃないと思つていますが、この点について基本的な考え方を聞かせてください。

○国務大臣(福田康夫君) これは、テロがどういふものであるかということによるというように考えます。

基本としてはテロに屈することなくということでありまして、状況を見ても確かな判断という

うのは求められる。極めて難しい対応を迫られることになると思つていますけれども、犠牲者を少なくするいうために何をなすべきかということとは当然考えなやいかぬことですから、そのことを頭に置きながらいろいろな対応をその状況に応じて考えていくことだと考えております。

○愛知治郎君 私の記憶の範囲の中ですけれども、たしか官房長官の御尊父が大変な決断を迫られたときに、人間の命は地球よりも重いというお話をされて、その状況で苦しみながら決断をされたということ、私自身はそういうふうな記憶しているんですが、やはりあの同時多発テロを見たときにもそうすけれども、これは厳しい決断をしていかなくちやいけないというのが、これから少なくとも私はそれを考えていかなくちやいけないというふうな考えております。

それで、その妥協してはいけないというのの私なりの整理なんです、まず、交渉してしまつては、交渉ですね、テロリストと接点を持つてしまつと、これはテロ行為そのものが交渉の手段となつてしまつて絶対にしてはいけないことだというふうな考えております。

それから、あとは無視したらいいんじゃないかと。やるに任せて相手にしなやいんじゃないかと。やらないことなんです、それにしても、少なくともテロ行為そのものの正当性というか、それを認めてしまつてつながらるのではないかと。いふふうな考えておりますので、少なくともテロリストに対しては断固たる措置を取らなくちやいけない。そして、一切の妥協をしやいけないんじゃないかというふうな考えておりますが、この点での見解を伺わしてください。

○国務大臣(福田康夫君) これはお答えするのはなかなか難しい。先ほど申しましたように、状況というものがあつます。ですから、その状況というものを頭に置きながら人命尊重ということも大事です。ただ、テロに妥協しやいけないということ、徹底的にもう最初から話もしないでということでもいいのかどうか。例えば、ペルーにおい

て日本の大使館が占拠されたということがございましたね。あのときも随分時間掛けたわけですね。執拗に交渉しながら機会をうかがったということなんでありましたけれども、そういうようなこともあり得るのではないかとこのように思っております。ですから、交渉そのものの、良くないというそういう公式はないんだらうというふうに思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

これはその立場になった方が本当に大変だと思えますけれども、私も今のお話を伺った上で、またいろいろと考えていきたいと思えます。

ただ、もう一つシビアな、物すごくつらい話で考えたくもないんですが、やはり最悪の事態を想定していかなくちゃいけないということもありまして、石破長官にお伺いをしたいと思います。

アメリカで同時多発テロ、あのような状況を想定して、民間機がテロリストに乗っ取られてそれを、また同じような状況ですね、その状況が作られてしまったときに撃墜をしなくちゃいけないだろうということで訓練を、それを想定して訓練をする、したか、実際はちよつと分らないですけども、その予定があつたか、実際に行われてきたかということをお聞きしたいんですが、日本において自衛隊がそのようなことを想定して訓練される予定というのはございますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 訓練する予定があるかという具体的なお尋ねにお答えをするとするならば、現在今日、ただいまにおいて具体的な予定はないというお答えになつてしまいます。

それは前もお答えをしたことがあるかもしれませんが、参議院だったかどうかは覚えていませんが、いろんなケースがあるんでしょう、ハイジャックといひましても、そのハイジャック犯がどこの国籍であるのか、あるいは不明であるのか、あるいはハイジャックされた飛行機がどこの国籍の飛行機であるのか、ハイジャックされた地域はどこなのか等々、いろんなケースが考えられるだらうと思つています。

私もアメリカ合衆国のように撃ち落とすというようなことを決めていくわけではございません。かといつて、全くそういうことを考えないということでもないわけでありまして、これは手の内をさらすことが必ずしもいいことだとも限りませんから、この場合にはこう、この場合にはこうなどというのを申し上げることが適切だとも思ひませんが、いろんなシミュレーションということに分けて考えてみて、一番いかめのは、そのときになつて何をしたいのか全然分らないということでは、これは法治国家にはならないわけです。ある意味また抑止力ということも考えなきゃいけないわけでありまして、このことにつきましては、防衛庁だけではなくて政府全体が総理の御判断の下で決めていかねばならないことだと思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

さすがの答えだと、ただけましたと私自身感銘を受けておりますが、しっかりと検討を、これは表に出て具体的な話を詰めるというのもありまして、けれども、検討していただいている、少なくとも長官はそのことをお考えをいただいているということだけで今は十分であります。ただ、私自身もこれは研究を進めて、どのようにしていかなくちゃいけないのか勉強をしていきたいというふうに考えております。

では、次なんですけれども、やはり国際社会が一致団結 緊密な連携を取つていかなくてはならない、そうやって国際テロリズムと対決をしていかなくてはならないだろうというふうに考えておるんですが、この点、ちよつと違う話はあるんですけれども、私、その国際社会が一致協力する、国連を中心としたことは当然なんです、日本がどのような対応を取つてきたか、それをしっかりと見させていたいておりました。

正確にすべてを知っているわけではないんですが、特にイラクの戦争において、これはいろんな考え方がありますが、少なくとも川口大臣が単独で、アメリカ、イギリスだけでなく、国際

的なコンセンサスを得るようという働き掛け、動きをしていたことというのは大切なことだと思ひますし、その点についてどのような活動をされたのか、日本としてどのような対応をしてきたのかということ、簡単に結構ですでお話しただけです。

○国務大臣(川口順子君) 国際協調をして進めていくということ、私は何よりも重要だということに思つています。イラクの問題もそうでございますし、それからアフガニスタンもそうであり、それからより広く一般にテロ対策ということでも全くそうだと思います。これが早くいい形でできると思つております。

国連の場合の決議の際にも、委員がおつちやつていただきましたように、ヨーロッパですとかアメリカですとか、あるいは安保理のほかの国についての働き掛けをいたしました。それから、テロ一般ということでもあります。と、国連という場もございまして、G8の場ですとか、ほかの地域的な場、例えばアジア太平洋というところではARFという場所がございまして、そういうところ、あるいは二国間の場、そういうところでテロの対策の重要性について議論をし、そして、例えばインドネシアとの間では二国間の声明というものも出してあります。

そういったことで、テロについてはその問題の、これは私は、テロの問題というのは二十一世紀の国際政治の中で非常に大きな課題だと思つておられますので、国際社会が緊密に連携をして情報を交換し、それから対応を取る、必要な場合は国連の場で議論をする、そこで一致がある、意見が一致するように日本として仮に安保理のメンバーでなくてもできる限り働き掛け、そういうことを今後とも続けていきたいと思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

(理事常田享詳君退席、委員長着席)
私自身はじっくりと、検証という言い方も失礼かもしれないですけども、川口大臣の行動を

しっかりと見ていこうと思つて見てきたんですが、そして、ああ立派な対応をされているなというふうに感じてはいたんですけども、国民の方々、一般の方々にはなかなか伝わりにくかったんじゃないかと。しっかりと説明責任を果たすべきだということも多くの委員の方言われているように思ひます。この点についてもこれから国際社会、コンセンサスを得るために日本がどのように動いているのか、どのような考え方をもち行動しているのかということをはっきりとお伝えをいただきたい、これは要望でございます。

次になんですけれども、やはりテロリストを生み出さない、そして現在そこにいる凶悪なテロリストを根絶していく、この努力というのは必要であると思ひます。生み出さないための努力というのはいろいろあると思うんですが、まず、これは機密議員からありましたけれども、貧困、これに対して手を差し伸べるといふことは大事なことであらう。もう一つは復興、戦争あつた後の復興で、貧困とかまたテロリストを生み出さないための努力というのをやつていかなくちゃいけないだらうというふうには思ひますが、その点、日本の取組、明確にもう一度、大まかな、明確にというのをおかしいですね、細かくなくていいですから、どのような取組をされているのか、されてきたのかを説明願ひます。

○国務大臣(川口順子君) テロと貧困とどのように関係があるかということについては様々な議論があると思ひます。貧困というのは確かにそのテロの温床となり得るもので、同時に貧困な国すべてがテロの温床になるわけでもないということだと思ひます。

宗教とか民族とか、あるいは文化とか考え方とか、いろいろなその対立があるということが基本的にあると思ひますし、それから貧困であつてなおかつ将来について希望が持たないということが人々を自暴的な行動に走らせるということもあるだらうと思ひます。そういったことに対してどう

そういつた中で、今、ほかの国が、アメリカとかフランスとかイギリスとか、ODAを非常な勢いで増加をさせつつあるその中で、残念ながら我が国は様々な理由があつてODAが六年間で四分の一強減つているという状況にあるわけだけれども、これについては先般ODAの大綱の改定も行いましたので、新しいODAの大綱を踏まえ、また必要な予算を確保すべく努力をいたしまして、そういつた問題に対してODAを使つていきたいと思ひます。

ODAがもう一つ重要なのは対策の面としてテロは国際的なテロですから、国際的にテロリストあるいは関連物資あるいは資金が動くわけですから。そして、えてしてその対策という意味では弱いリンクのところにテロがたまりやすい、テロの問題が集中しやすいということだと思います。途上国というのはその一つの例ですけれども、例えば入管の制度あるいは税関のチェックの仕方、あるいは輸出管理のチェックの仕方、法律、法制、すべてきちんとしたその枠組みがまだない状況にある国が多いので、我が国としてはそういった国に対して、これもASEANやARFや、あるいは二国間の枠組みを通じて支援をしてきているということでございます。これについても引き続き必要だと思いますので、続けたいと思います。

○愛知治郎君　ありがとうございます。

ODAに関してはいろいろ検証して見直すべきところは一応あると思うんですね。

ただ、大事なのは、今おっしゃったように、ただいま経済状態が悪いですから、予算が減つてきたから一概に減らせばいいというものでもないと思います。外務省としても、どのような貢献度というか、目的があつてどのようにそのODA自体が機能しているのかということをもつともつと国民の皆さんにアピールをしていくべきだろうと

テロリストを生み出さないということは確かに難しいと思うんですよ。結局、宗教的なものがあったりとか、もちろん貧困だけじゃないですから、いろんな要素があると思うんですけども少なくとも今、それとは別に、現在いる凶悪なテロリスト、これを根絶していくことだけはある程度明確なんじゃないか、やることははっきりしているんじゃないか。やることははっきりしているんじゃないか。その存在自体に対応していく、存在は、テロリストという存在だけははっきりしているというふうに考えております。

特にこの同時多発テロに関して言えば、ある程度明確にしてもいいんじゃないかというふうに私自身は考えているんですが、といいますのも、単独ではないですよ、組織的、極めて組織的で、訓練されたテロリストが計画的に行った犯行であろうというふうに考えております。

今、少なくとも同時多発テロを考えてみる上では、このような組織、組織的な犯行というのを根絶、その原因となるテロリストを、組織を根絶しなくちゃいけないというふうに考えておるんですが、先ほどもちょっと官房長官が話しておりましたけれども、アフガニスタンにおいて、組織的なタリバーンとかアルカイダというのものもあるんですが、組織的なテロ行為をするための、しかもそのテロリストを養成するための養成所があった。この拠点を根絶するというのは大きな意味があったと思うんですが、現在、アフガニスタンにおいてその養成所というのはどうなっているか、お伺いしたいのですけれども。

○政府参考人(堂道秀明君) お答え申し上げます。

アフガニスタン国内におきましては、タリバン政権の崩壊後、米英独仏等の国際部隊によりまして様々な掃討作戦が行われております。その中で、テロリストキャンプの破壊というのは重要なポイントになっております。また、その情報ル―

少なくとも、そのような私もビデオを見たんですけれども、アルカイダがテロリストを訓練している養成所のビデオを見たんですけれども、あのような施設があつて、総合的な訓練をしてテロリストが養成されて、しかも連携を取つて組織的に行動されたら、これはやはり同時多発テロのような大規模なテロが起こり得るんだなと。これだけはいつかりと根絶しなくちゃいけない、明白な形です。

一定のアフガニスタンの実績ということを言われますけれども、そのことについては、少なくとも一つ一つ拠点をつぶしていったということだけは事実であろうと。その点の、一応もう一度政府の見解、どういうふうな実績としてあるのかということをもう一度お聞かせ願えますか。

○政府参考人(西田恒夫君) 委員御指摘のとおり、テロを断固、言わば張本人たちを捕まえる、あるいは根絶するということは、言わばテロ対策のハードコアだろうという御指摘のとおりだと思います。

それで、国際社会、それから日本も協調して、それぞれの国の得意の分野というのがあるわけでございますから、そのような対応ぶりについて、例えばアフガンであれば、日本は基本的には後方支援、あるいは他の国がやっているものに対する協力を、やっている人々たちを通じて、直接的ではありませんけれども、そのような協力は念頭に置いて行動しているということでございます。

○愛知治郎君　ありがとうございます。

その点が私はすごく重要だと思うんですよ。何のためにやっているか、どのような目的でどういった原因を除去するために今の行動があるのか、それに対して日本がどのようなサポートをし

そういうことをされることが想定されるので、そこを許しちゃいけないんだという目的がある。少なくともそういうことをしつかりと伝えていくべきではないかというふうには私は考えております。

一方で、いろんな話があつて、そういう拠点をつぶしたら、だんだん散り散りになつて水面下に、世界じゅうに拡散していくじゃないかという話がありますけれども分断、先ほどありましたけれども、分断することによって連携を取りにくくしたり、そうやつた養成所のような、テロリスト、総合的な訓練をさせる場をなくすというだけでも私は非常に大きな意味があるというふうに考えております。

その点も、そうですね、川口大臣、考え方として、せつかくの機会ですので、お話しただければ幸いかと思います。

○国務大臣(川口順子君) どこでテロリストたちが養成されているかということについては、必ずしもまだ十分に把握できていないところもございます。ただ、その把握できているところについてはやはりそれをなくすべきであつて、私どもは、ほかの国に対しても、これはアフガニスタン以外の国に対しても、例えばそういうところで養成がなされているという情報があつた場合には、そういった国に対して、そのテロの養成機関、組織と、いうのをできるだけそれを解体するようにということを今までも言つてきているわけです。

また同時に、次から次へとそういうものができてくるということの問題もござります。イスラム圏では、例えばイスラム教を教える学校というのがある。そこで人が育つて、その人たちがまたいろいろな形を経て、そういうイスラム教についての教育を受けたことのひとつの影響があるのではないかと

ということをおっしゃる方もいらっしゃいます。非常に、こういう状況でテロリストが養成されるか、どこで養成されるかということ自体把握するのが難しいというのは事実であると思いますけれども、そういったことにもかかわらず、それがはつきり分かっている場合、これは、我が国としてはそういう組織を解体をすべきであるということとを、これは複数の国に対してもお伝えを今までしてきています。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

その重要性というのはもう少ししっかりと伝えていったきたいと、私はその必要性をすごく感じておるところであります。

といいますのも、現在ある危機、これも最悪の事態ばかり考えていてもしょうがないんですが、やはり考えなくちゃいけない。というのは、こう見えてもというか、私自身スポーツ大好きなもので、来年アテネでオリンピックが開催されます。同時多発テロのときもそうでしたけれども、象徴的な建物で国籍、一応攻撃されたのはアメリカですけれども、これは世界に対する挑戦だったということを受けておりますが、ああいった世界じゅうの人々が集まる大きなスポーツイベントに関しては、非常に私は危機感を抱いているんですよ。怖いな、あれはねらわれるんじゃないか、宣戦布告でまたやられるんじゃないかという危機を抱いております。そのために、もちろんその当日にテロ行為、直接のテロ行為を行わせないためのセキュリティというのは万全にしかなくちゃいけないんですが、それ以前に組織的な犯行を可能な限り芽を摘んでいかなくちゃいけないであらうと思います。

そして、それで、それなんですけれども、今後の計画ですね、どのような形でそのような組織をつぶしていくのか、これはまた自衛隊がどのような活動にこれから貢献できるのか、特措法を延長するという話にもなっていますので、石破長官、今後の見通しですね、お話しただければ幸いです。

○国務大臣(石破茂君) ちょっと私の理解が足りないのかもしれないんですが、委員の御指摘で、国内のテロと、例えば宮城県にそういうスタジアムがあるかどうか存じませんが、そういうようなところの対策というものと、このテロ特措法というのは九・一一に起因するということになっておりますので、これはある程度目的が特定されたものでございまして。ですから、このテロ特措法でカバーできる範囲というのは、全般的なテロ撲滅という点においてはそんなにない、全くないとは言いませんが、それは国内法制でどのようなものを仕組むかというお話、既存の法制でなお不十分な点があるのか、それと国内的なテロ、国際的なテロとの連関のお話なんだろうと思っています。

一般論として、国内におけるテロ対策という意味でいえば、それは我々防衛庁、あるいは公安調査庁、警察庁、外務省、そういうようなものが連携してまず情報をきちんと取ること。そして、その対策として、その情報に基づいて警察は警察として、自衛隊は自衛隊として連携を密にしながら行動をすること。そして重要なことは、警察が対応することと自衛隊が対応すること、例えば治安出動の下令をどのように行うのか、あるいは情報収集出動をどのような形で行うのか、あるいは警護出動をどのような形で行うのか、それはいろいろなシミュレーションをやってみて、常に万全の体制を取るべくやっていくことだろうと思っています。

私は法的には、私はテロ対策というのは相当にできているだろうと思っていますが、要は運用の問題でございまして、これをどのように運用するかということについて日々向上に努めているというところで、万全ということは世の中にはありませんから、これが万全ということを私は申し上げるつもりはありませんが、少なくともそれに近づけて日々その練度を上げていかなければならないと思っておりますので、ございます。

○愛知治郎君 なかなか質問がうまくできなくて、意図が伝わらなかったところがあると思うん

ですが、今おっしゃられたことはよく分かりまして、万全の対応を、これから研究するところもあるでしょうし、修正するところもあるでしょうし、いずれにせよ、結果が起るから事後的な対応ではなくて、それを未然に防ぐということの重要性。

私自身、国際テロリズムというのがどのような形でこれから行われるのか、これは非常に危機感を覚えているとともに、一つ大きなイベントとしてはアテネ・オリンピック、無事に成功裏に終わればいいけど、日本からも大勢の選手参加しますので、無事に済めばいいな。そのためにしっかりと日本、間接的にはありますけれども、やるべきことをやっていかなくちゃいけないだろうなというふうに感じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○舛添要一君 自民党の外添要一です。

最初に申し上げたいことは、このテロ特措法延長の今審議をやっているんですけども、我が立法院として、特にこの第二院、良識の府である参議院として、きちんとやっぱり政府のこの今までの活動実績というのを検証して、延長するに値するかどうかと、これを与野党の立場を超えて明確にした上でなければ、漫然と認めるわけにいかないと、そのことをまず申し上げて、質問に入りたいというふうに思います。

私、まず、現場に派遣されている自衛隊員の立場から申し上げます。

防衛庁長官、我が国は、補給艦、護衛艦、輸送機C130、それぞれ何隻、何艦、何機保有していますか。防衛庁、どなたでもいいです。

○政府参考人(西川徹矢君) 現時点におきましては、護衛艦が二隻、それから補給艦が一隻ですね、向こうに出ておりますが、補給艦、実際に回しておりますのは三隻で回しております。

それから、護衛艦のうち指揮を取る部分の艦がございまして、これにつきましては、DDHと

イージスの中で、今、合計八隻の中で、それぞれローテーションの中で調整しながら回しております。

それから、その他の護衛艦につきましては、これは相当数がございまして、これは全体の流れの中で、一隻出して都合三隻で動かすと、こういう格好で運用しております。

○舛添要一君 C130。

○政府参考人(西川徹矢君) 現在、インド洋関係につきましては、C130は動いておりません。

○舛添要一君 今おっしゃったように、補給艦三隻ですね。

例えば、これ、防衛白書の、今年のを見ますと、「とわだ、これ見ますと、十三年の十一月二十五日に派遣して四月二十五日に帰ってきている。また七月二十四日に派遣して一月三日に帰ってきている。その後、また七月十五日に派遣されている。要するに、行って帰る時間があるわけですから、ほとんど同時に二隻いないということになっちゃいますね。

そうすると、乗組員というのは日本にいる期間はずっとどこにいないんですか。どういうローテーションでやっているんですか。一番三百六十五日のうちで長い期間この任務に就いていた隊員というのは、どれぐらいの期間就いていたんですか。およそこんな無理なローテーションないですよ。アメリカも、イラクの戦争で今変わりましたけれども、大体、まあ外で半年動いたら、母国で一年か二年ぐらいゆっくりできる。

だから、元々こういう活動を想定しなかった海上自衛隊は、補給艦だって数少ないわけですから、そうでしょう、やっぱり現場の隊員の御苦労というのはどういふふうに、我々こんなところで議論しているけれども、めちゃくちゃ暑いんですよ。船の上で目玉焼きが焼けるぐらい暑いというわけですか。

そういう状況をちゃんと防衛庁長官、分かってやっていますか。

○国務大臣(石破茂君) 分かってやっております

す。それは、それはもちろんローテーションがどうなっているかは私も委員と同じだけの知識は持つておるつもりでございます。三隻しかございません。ぎりぎり一杯に回しております。ただ、乗員で三回続けて行った者がどれくらいいるかというようになりますと、これは乗員は入れ替わりがございまして三度続けて派遣をされた者は三割くらいになるわけでございます。

もちろん、私どもは外洋海軍ではございませぬ。いわゆるパワープロジェクトということも考えたことはございません。したがって、私どもの能力というのは基本的にそういうようなことを想定をしておらないわけでございます。

で、船というのも一朝一夕にできるものではないでございます。物によつては建造するのに四年も五年もかかります。今、補給艦を増強するという形でやっておりますけれども、それができましまでは、そしてまたこの法律が続くといしますと、かなり船の繰り回しは厳しいということはいえます。

隊員はなるべく、もう先生御指摘のように、ずっと行きつ放しというようないないようになんて考へたいと思つておりますし、そのメンタルヘルスケアもきちんとしてまいりたいと思ひます。

ただ、物事の性質として、国際的な責任を果たすということと私どもの能力との間にかんがりの無理があるということは承知をいたしております。

○舩添要一君　そこでお伺いしたいのは、現場の隊員は十分な士気、モラルを保つておりますか。保つていなければ、幾ら我々が決めたつて、もうこんな任務だと。それから、今、防衛庁長官におつしやうしたことにもう一つ付け加えますと、外に補給艦出たら日本に残っている補給艦だって仕事忙しくなるんです。ですから、外にいる人たちだけ忙しいじゃなくて、これはやっぱり相当無理をしてやっています。

ですから、私は、長期的な日本の外交、防衛を考へるときには、こういう国際協力業務というのが、恒久法で認めるかどうかは別として、私は認

めるべきだと思ひますけれども、ならば法律だけ作つても駄目なんで、そのための体制というのを、海上自衛、要するに日本国の自衛隊の構成、兵力構成を全部やり直さないとけない。そういうことをちゃんとやっていますか。

○国務大臣(石破茂君)　士気についてのお尋ねがございました。

私が見ます限り、一番厳しいローテーションで回しておりますのは補給艦「はまな」だと承知をいたしております。「はまな」の中では一度も不祥事が起こっておりません。いわゆる飲酒事案等々で大変御迷惑といひますか、国民の皆様方に自衛隊の信頼を失わしめるようなこともございまして、その点につきましては私どもとしても反省し、教訓としなければいけないと思つていますが、最も厳しい任務を行っている「はまな」の中ではそういうことは起こつたことはない。すなわち、そういうところの隊員であればあるほど、自分たちの使命を自覚し、やつておることの意味をよく理解をしということ、士気は高いといふふうに私は断言をしてよろしかろうと思つております。

後段の方の御指摘はまさしくそのとおりであつて、仮に恒久法とした場合、恒久法となつて、それが本来任務、百条系列、雑則ではなくて本来任務となつた場合には、法律だけそうすればいいというお話じゃなくて、もちろん本来任務の中にもブライオリティーを付けることはあり得べしでございますけれども、我々の今の防衛力というものをどう考へるか、ハードの面をどう考へるか、その補給艦でありますとかあるいはイージスでありますとか仮にDDHといひましたも、その能力、居住性、そういうことも併せて考へませんと、法律だけ作つても運用ができないということに起こり得ることでございます。

先生の御指摘の点はよく内部において議論し、検討しておりますのでございます。

○舩添要一君　隊員の処遇についてお伺いしますけれども、今、これは人事教育局長で構わないですが、ちゃんとその任務に見合うだけの海外任務

の特別手当をちゃんと出しているのか、それから、そういうことがあつちやいけませんけれども、万が一の場合に、今朝の外交防衛委員会でも同僚の議員の質問ありましたけれども、賞じゅつ金というのにもついてもちゃんとした措置を取っているのか、その点についてお伺いします。

○政府参考人(小林誠一君)　お答え申し上げます。

テロ特措法によりましてインド洋に派遣されております協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動に従事する隊員に対しては、インド洋の地域という遠隔地における任務遂行、あるいは先生御指摘のように熱帯性の気候におけます業務の困難性を総合的に勘案して、業務等の区分に応じまして一日につき四千元から四百円の特別協力支援活動手当が支給されているところでございます。

これらの手当、具体的にちよつと申し上げますと、例えば中堅クラスの隊員であります二曹二十号俸の場合で試算しますと、これは艦艇乗組みというところでございますので乗組手当が十二万一千円、航海手当が三十日で五万六千円のほか、今申し上げました特別協力支援活動手当、これは、一か月間に港湾での特別協力支援活動十日間、洋上補給業務を十日間、インド洋沿岸での指定海域での航海を六日間行つたものとして特別協力支援活動手当三万円、合わせますと一か月約二十万七千円の手当が支給されることになっております。

これらの手当につきましては他の比較がなかなか困難でございますけれども、国際平和協力業務が行われているそれらの手当と比較しますと、おおむね均衡が取れているところでございます。

それから、災害補償の関係、公務災害補償の関係でございますけれども、テロ対策特措法に基づきましてインド洋に派遣されております自衛隊員が対応措置に従事し、万が一のこと、これはあつてはいけないことではございますけれども、不幸に殉職されたようなケースにつきましては、防衛庁としてもその御遺族に対して十分な対応を行う

ことが必要であると考えておまして、具体的に、御遺族に對しまして、遺族補償として生計維持関係に応じ年金又は一時金を支給するほか、葬祭補償、遺族特別年金等を支給することとしております。

また、その隊員が生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において公務上の災害を受けました場合は、通常の補償額の五割加算した補償を行うことにしております。

例えば、これも具体的に申し上げさせていたいただきます。あえてのこれもモデルケースでございますけれども、年収が約八百万円の方でございまして二人いらつしやるような隊員の方のケースということで想定させていただきますと、約二千二百万円の時金と約四百二十万円の年金が御遺族に支給されることになりまして、今ほど申し上げました五割加算が適用された場合には、年金につきましては六百二十万円ということに相なつております。

いずれにいたしましても、派遣されました隊員が安心して任務に精励できますように適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○舩添要一君　防衛庁長官、警察官や消防士の殉職の場合よりも、場合と同じですか、命の値段はどつちが高いんですか。

○国務大臣(石破茂君)　命の値段という言い方が正しいかどうか、これは分かりませんが、それは同じであるべきだと思つております。

例えば、賞じゅつ金の御議論も今朝ございまして、それを警察官並みに上げていかねばならぬというお話もありました。基本的に命の値段は同じだと思つております。そして、自分の身の危険を顧みずに、公益のために、公の利益のために働いた人たちに對して国家としてそれに何をもつて報いべきかということ、基本的には同じであるべきだと私は考へております。

いう言葉をあえてどぎつく使ったんですけれども、一番危険なところに行つて、過酷なところで仕事をやる、そういう人に対して、国として、国民としてしかるべき尊敬と名譽を与えないと、それが金額、具体的には金額ということですけども、それをやらないというのは国家として失格だと思ひますから、これは是非、力、我々も全力を挙げてその目的を達成したいと思ひますので、防衛庁長官も是非頑張つていただきたいと思ひます。

それから、海上自衛隊による給油実績、それからC130による援助実績を見ますと、要するに回数は増えているけれども、これは船が小さくなつたからなんでしょうけれども、給油の量が減つていくとか、まあいろいろございします。今の規模を縮小するということは不可能ですか。つまり、情性に流れてだんだんだんだん、理想を言えばですよ、九・一一への対応で、アフガニスタンを中心とするテロ活動が終息していくならば、我々の活動も終息して、縮小していつていいはずなんです、そういう見通しはないんですか。全く同じ規模で続けるんですか。

○国務大臣(石破茂君) これは見通しが困難でございます。ニーズがある限り私どもとしては続けなければいけないと思つております。

○舩添要一君 是非、これで例えば二年間延長されて、その間何の検証もしないんではなくて、節目節目で検証してコストと効果ということを考えていたいただきたいと思ひますが、その効果の一つの検証材料として、外務大臣、この我々の自衛隊の諸君が現場で頑張つていられることに対して、国際的にはどういふ評価をなされていますか。ちゃんとみんな分かつてくれていますか。

○国務大臣(川口順子君) これはいろいろな国からいろいろな評価が、プラスの評価が行われています。いろいろの例を挙げることはたくさんできまふけれども、例えば、ごく最近ですと、私は豪州の国防大臣とお話をしましたけれども、国防大臣からのプラスの評価というのもございますし、も

ちろんその本家本元のアフガニスタンの閣僚、大統領を始め閣僚の評価というの私は直接に聞いております。アメリカ、巴厘ン、インド、フィリピン、シンガポール、もう枚挙にいとまがないというふうに思ひます。

評価、大きく言つて二つあると思ひます。一つは、そのオペレーション自体に対する評価ということです。それからもう一つは、より広く我が国が国際的な協調活動、テロとの戦いにおいて今までよりももっと前向きに協調を、姿勢を取つてい、あるいはそれを実行に移しているということに對する評価、二つの種類があるように思つています。

○舩添要一君 そういう評価をいただいているのは大変結構だと思ひますが、ただ、この今度の法案を二年延期すると、法律を二年延期して更に活動を続けるときに、基本的には日本国民の支持がなければ駄目なんです、理解がなければ駄目なんです。

我々は、例えば海上自衛隊のビデオを見せていただいて、こんな過酷なところでこういうオペレーションをやっている、それは御苦労ですなというところはよく分かるけれども、これは防衛庁自体の広報活動に問題があるのか、下手くそなのか、知りません、国民は。だって、イラクの話とこの話、みんなが同じ、両方の質問するもの一つの原因なんですけれどもね、国民、混同しているのは、何だ、あそこ海上自衛隊行つてい、この話は、要するにテレビで映像流れなけりや、防衛庁長官、一生懸命ここで力説したつてね、分からぬですよ、あんな暑いところでやつてい、だから、少し広報活動にもうちよつと力入れると、それで事を考えたらどうですか。

○国務大臣(石破茂君) これは本心に、いかにして伝えるかということにつきましては舩添委員は本当に大変な才能をお持ちでいらつしやいますから。私は、先般、我が党の部会で、防衛白書もこんなじゃ駄目だ、新書版にしないとだれも読ま

ないぞと、こう言われて、なるほどと思つたことでした。

ただ、これ、テレビでも何度か放映はされておりますし、そしてテレビクルーも乗せているわけですね。今までそのようなことはやったことがない。これは私どもとしても大変な負担を行ひまして、嫌だと言つてい、わけじゃありません、海上自衛隊、大変な負担を行ひまして、テレビのクルーあるいは新聞社の方々、皆さんに乗つていただいているわけでありまして、安全にも配慮しながら、私は、それでも随分と広報に今力を入れてい、るんだと思つています。

要は、これ、まさしく委員の教えをいただかなければいかぬのですが、ビジュアルにそれがわくわくするようなものなのかといへば、実は縁の下力持的行動なわけですね。見ていただけだと、真つすぐ船が六時間走つてい、ということ、火を噴くわけでもなければ何でもないわけですよ、これね。

委員、ごらんになったと思ひますが、海上自衛隊の観閲式つてごらんになったときに、陸上自衛隊ですとそこで火を噴いて、演習で、これはもう、なかなか面白いというか、興味深いというか、面白いのは取り消します、目で見てすぐ分かる。だけれども、本当に、海上自衛隊の場合には、その単調だけれどもそれを、単調を維持することがいかに大変なのかとい、のをどうやって絵にして訴えるかとい、ことは、私はもつと配意をしなければいけないことだと思つています。

党の部会でも、これ、絵を使つて御説明をいたしました。そうすると、なるほど目玉焼きが焼けるのかとい、あるいはエアコンの能力が低くて、夜、つまり昼間五十五度ぐらいのところ、夜、船の中に入つても三十五度以下には下がらない、こんなに大変なのかとい、ことを部会においでの方、これは野党にも御説明したと思ひます。お分かりをいただいたと思ひます。

そういうことをどうやって一人でも多くの方に、見ていてそんなに血沸き肉躍るものではない

けれども、それをどうやって伝えるかとい、ことは二倍、三倍の努力が要するのだといふふうに思つております。ただ、そういうような中で、単調だけれども一生懸命やつて、それが一番根拠を必要とする、その人たちに報いるとい、ことは防衛庁としてのもつと考へていかなければいけな。それが、委員御指摘のように、国民の皆様方の御支持を得ることであり、それは私の責任だと思つております。今後とも一層努力をさせていただきます。

○舩添要一君 一点申し上げますとホームページに、インターネットのホームページに載せたら済むとか防衛白書に書いたら済むとい、問題ではなくて、あんなもの見ないですよ。ですから、人が見る手段に載せないと自己満足でエクスキューズになつちやいますので、是非、それは私も協力いたしますので、火噴かなくてもちゃんと見せてもらう手段、やり方はあると思ひますから、これは一緒に研究したいと思ひます。是非、広報活動、しっかりやつていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ効果の検証で、あそこ、十一か国の船に三十二万キロリッターぐらい既に給油をしてい、そのことがあそこ遊よくしている世界各國の海軍がテロ活動を防止しているとい、成果とい、それがあつて初めてこれはよくやつてい、ることになるんですけれども、外務大臣、どれぐらいの船を臨検して、無線でやつたりとかい、んな方法はあ、と思ひますけれども、どうい、効果が現れてい、ますか。

○国務大臣(川口順子君) 臨検をした、あるいは問い合はせたとい、つたことで申し上げますと、五月まで、今年の五月までに約四万六千件の無線照会をして、そして一千件の船舶に対する検査、これを行つたとい、ことでして、このベースは六月以降も落ちてい、ないわけであ、最近も、平均をして月当たり二千件の無線照会を行つてい、として立入検査を三十件、月当たり三十件のベースで行つております。

○舩添要一君 防衛庁長官、このインド洋上のオ

ペレシジョン、それからC130による救援、被災民の救援活動、このテロ特措法に基づく活動と、イラク新法ができて、今から条件が整えばイラクへ自衛隊を派遣すると。この二つのことは別のことなんですけれども、要するに、じゃなげこういうことをやるのか。一つは、やっぱり国際社会の一員としてしかるべき貢献を果たすという大きな大義がありますね。それとともに、やはり日米関係、これは我が国外交、安全保障の基軸ですから、これをきちんと良好に発展させていくという要請もあります。

この二つがあることはお認めになりますね。

○国務大臣(石破茂君) そのとおりでございます。

○舛添要一君 そのときに、要するに二つは別のもので、片一方で主として海上自衛隊がこのテロ特措法に基づいてインド洋で活動している。まあいつになるかわかりません。自衛隊が、陸上自衛隊が今度行つてイラクで活動します。

そうすると、要するに全く別なものだけれども、人によつては、なかなかイラクに向かつて陸上自衛隊を派遣するのに手間取つていて、法律はできたけれども、その分だけインド洋にいる海上自衛隊ちゃんとやつていようと見せなきゃアメリカ満足しないんじゃないかと。つまり、もつと言つと、イラクへの派遣がもう既に行つていて、陸上自衛隊が既にイラクに行つていて、そして、どんどん活動していると。そうしたら、場合によつては海上自衛隊引いてもメンツが立つのか。など。そういういわゆるバーター的な計算があるまいか、政府の中に。

○国務大臣(石破茂君) ございませぬ。

それは、両者は、先生、今バーターということをおっしゃいました。あるいはトレッドオフと言つてもいいのかもしれない。そういう関係には立ちません。

ですから、これはどちらにしてもアメリカ、唯一の同盟国であるアメリカを日本として憲法並びに法律の許す範囲において支えるということが必

要なのは両方共通でございます。しかし、違う法律、違う目的、違うニーズにおいて行つていもの、ございまして、先生御指摘のような、仮にイラクに対する派遣がいろんな意味できちんと我々として正しい理由の下に遅れていることがあつたとしても、じゃ、その分でテロ対策の方の法律に基づいてやつていっている行動を更に拡大をせよというような関係には立たないものと思つております。

○舛添要一君 外務大臣にお伺いしますけれども、大変残念なことに、イラクの状況というのはかつての、つまり旧ソ連軍が入つていつて泥沼化したアフガンに非常に似てきている面がござい

ます。そして、アルカイダを含めて世界各国のテロリストはシリアやその他の国境からイラクに入つてい。そして、例えばデモロさん亡くなつた国連本部の爆撃事件を、爆破事件を見ても、どうもやり方が、アルカイダ的なテロの同じようなやり方をやつていっている可能性がある。もちろん、サダム・フセインの残党勢力によるテロもあるわけですから、要するに、要するにテロ、九・一一テロを起こした連中を追い詰めるという、この今我々が審議をしている、延長を審議している法律でございますね。それすら、イラクに対してすら適用されることになるかもしれない。

つまり、非常に私は今のイラクの状況というのを心配してまして、そう簡単に自衛隊は送れるような状況では今までの政府の論理からいふとなんかじゃないかなという感じがしていますけれども、サウジのテロにしても、その他インドネシアのテロにしても、相当アルカイダの影がちらほら見えるんですけれども、外務大臣としてはそこ

のところはどういう御認識ですか。

○国務大臣(川口順子君) イラクの中、これは地域的に差がありますけれども、だれによるか分かりませんが、それがサダム・フセインの残党なのか、あるいは過激派イスラム主義者によるものなのか、あるいはアルカイダ等の関係を持つ者なのか、これはよく分かりませんが、テロが引き続き、テロあるいはその暴力、攻撃等が引き

続き続いている地域があるということはこれはもう事実でございます。

そういう意味で、それから、これはイラクだけではなくて、あと東南アジアですとかほかの地域にも、あるいはアフリカですとか、そういう問題というのは今あるわけでございまして。我が国として引き続き、これは国際社会が一体となつて協力をしていかなければいけない問題であると思つています。こういったテロの状況がこのまま放置されていいということは全くないわけで、これをだれが止めるのかといつたら、これは国際社会以外のだれもないわけでは

ないわけでは、我が国としては、そういった様々なテロの問題に対して、先ほど来お話をしていますように、国際テロですから人、物、金、法的な枠組み、情報の交換、そういったことを国際的に構築をしていくということによつてやつていくということでありまして、その中で我が国として、テロが収まっていく、これへの取組に我が国が貢献をしていくというのは貢献でもあり責任でもある、また我が国はそこから得るものが非常に多いという意味で国益でもあるわけなんです。したがって、そういったことに対して引き続き貢献を、あるいは責任を果たしていくことが重要だと思つています。

○舛添要一君 官房長官、お帰りになりましたので、早速で恐縮でございますけれども、今までの期間を二年延長することが本場に必要なのかどうなのか、ちゃんとした検証の上でやるべきだということをお願いしまして、現場の隊員の処遇、ローテーションその他について今伺っていましたところなんですけれども、実を言つと、この今回のテロとの戦いというのは、私自身は第三次世界大戦だといふふうに自分の中で位置付けています、歴史的に見て。つまり、ローインテンション、ティー・ウオーフェアとかローインテンション、コンフリクト、第二次大戦のような国と国がドンパチという形じゃないですけれども、非常

に、二年前のですね。

そうすると、例えば第一次世界大戦というのは一四年から一八年、四年。第二次大戦というのは三九年から四五年、六年続いています。そうすると、この第三次世界大戦、二年前の九月十一日に始まつたのは何年続くんだろうか。私は、かなり長い期間続くんではないかなと。

そうすると、戦争を始めたわけですから、現実にはイラクで始まつた、アフガンでもやつた。いつどこで撤退して、いつどこで終わるかというのを考えておかないといけない。我が大日本帝国陸軍を含めて日本人の最も悪い癖というのは、始めたはいいけれども終わることを考えないでやつてい。だから、泥沼の戦争になつた。どういふ状況で終わらせるのか。

それは、先ほど同僚の質問に対して外務大臣がお答えになつたように、ODAを含めて我が国の持つあらゆる資源を動員してテロを根絶させるための戦いをやらないといけないけれども、現実にはここまでいろいろ無理をして、先ほどの補給艦のローテーションにしてもそうですけれども、これ完全に戦時体制に入つていっているという意識の下で新たな法律も恒久的なものを作らないといけないし、体制もやらないといけない。ローインテンション、ローインテンションであるからとて、今のままの平時でやつていたら必ず無理が来る。今までは無理に無理を重ねて、一個一個法律を作つて対処してきた。

ですから、そういう見通しの下で長期的な戦略を立てて、是非、どういう形で終息させるのか、そのこともお考えいただきたいと思つたので、時間があと二分ぐらいしかございませぬので、官房長官、私は国際社会に対する貢献としてこの活動を今後続けていくことに賛成でございます。絶対やるべきだと、そういう立場で厳しく検証しているわけですが、そういう認識でこの現状を歴史的に考察なさっているか、お答え願ひたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 第三次大戦だといふこ

ういう御指摘ございましたけれども、新しい時代に新しい形の争いが起こったと、こういうことで、しかしその原因というものはこれは多岐にわたるわけでございます。ですから、その一つ一つにおいて対応が違ふだろうと思ひます。その中には東西冷戦構造の副産物みたいなものもあるわけでございますので、そういうときにはどういう対応をするかということで、いろいろ視野を広くして考えていかなければいけないと思ひます。

しかし、こういう時代に遭遇しているという、こういう事実がございますので、我が国としてどういうことをなすべきかということは、そういう時代背景を考えた上でいろいろな方策を考えていくということでもあります。

我が国としては、自国の国民の生命、財産、そういうものを守ることは当然でございますけれども、長期的に考えて我が国としての利益は何かというのを考えた上で、その上で今のあのような活動をしているんだということ、その視点というものを忘れないでやらなければいけないということだと思ひます。

世の中は変化するし、世界も変化します。ですから、それは変化する中でそれぞれに対応変わっていくだろうということは、これは想像できるものでありますけれども、そういう中で、こういう紛争は極力減るような我が国としての独自の努力も必要であり、またそういう考え方を国際社会に広めていくという努力も必要だということに思ひます。なかなか大変な時代ですけれども、そういう方向性を失わないでやるということは大事だと思ひます。

○舛添要一君 今おっしゃったことを、私も大賛成でございますので、とりわけ中東情勢、これの安定がない限りテロの根絶ないと思ひますので、我が政府としてそれにも取り組んでいただくことをお願いいたします。終わります。

○島袋宗康君 無所属の会の島袋宗康でございます。ありがとうございます。

まず、外務大臣にお伺ひいたします。

アフガニスタンの状況はどのようになっているという点についてお伺ひいたします。まず一つ目に国民生活の状況、そして治安の状況、それから教育の復興状況、医療の現状、地雷の除去状況、我が国政府及びNGOの支援状況、これらの点について順次御説明をいたしたいと思います。

○国務大臣（川口順子君） 非常に大きな御質問をいただきましたけれども、まず国民生活ですが、これは小規模な経済活動が活発化をしているということとして、経済成長率、二〇〇二年三〇％、それから穀物生産量、二〇〇一年に比べて二〇〇二年は八二％増。ベースが低いからそれぐらい増えてもという御意見もあるかもしれませんが、非常に力強くそういう意味では経済活動が活発化しているというふうに思ひます。

それから教育面ですが、これは識字率三〇％、非常に劣悪です。特に女性の教育機会、子供たち、教育を受けている子供たちのうち男子生徒七〇％ということとして、女性について特に教育機会の拡大の余地が大きいです。我が国は、教育面では、ユニセフと一緒にバツク・ツリー・スクール・キャンペーンというのをやっております。学校の建物あるいは文房具等について支援を行っています。

医療面、これも非常に問題があります。平均余命が男性四十四歳、女性四十五歳ということとして、乳児の死亡率は世界第四位という悪い状況、妊産婦の死亡率は世界第二位に悪いということになっておりまして、これもまだまだ問題がございます。

治安ですけれども、これは今、パキスタンとの国境を接した地域、ここでタリバーン、アルカイダ、あるいはヘクマティアル派が連携を取りながら活動を活発化しているということでございまして、それから地雷の除去、これについては我が国は様々な支援を行ってきておりまして、NGOを中心に活動が行われてきております。カブールの空

港周辺あるいはその他において我が国は機械も供与し、また地雷を避けるための教育ですとか、そういうことも行っております。

NGOの支援状況、これは、アフガニスタンにおける日本の大使館においては、日本のNGOだけではなくてアフガニスタンのNGO、それからほかの国からのNGOと連携を取りながら支援をしてきております。NGOについては幾つかの、私も前に、去年行きましたときにお会いしましたけれども、相当数多くのNGOが入っていました。我が国はこれに対して草の根無償等々で支援をいたしております。

○島袋宗康君 大変丁寧な御説明、ありがとうございます。

そこで、アフガニスタンが戦争を始めて今日までいような平和活動をやっていると、あるいは復興活動をやっていると思ひますけれども、全体としていゆる戦争以前の状況と今日では大体何％ぐらいの復活状況なのか、大体大まかでもいいですから、そういう点は、認識はどの程度ですか。

○国務大臣（福田康夫君） ちょっと聞かえなかつた。

○委員長（若林正俊君） じゃ、もう一度。

○島袋宗康君 戦前の、いわゆる戦争前の国力です。ね、そういったいゆるな治安とかいゆる今の話を、今日はどの程度復活しているかと。何％ぐらいの、戦前の状況と現在は何％ぐらい進んでいるかということの確認ができましたら。

○国務大臣（川口順子君） 数字ということで申し上げることは難しいと思ひます。

戦前とおっしゃいましたけれども、アフガニスタンにとつて戦前がいつかということ、もう二十数年前、二十七、八年前ということですので、そのころから何回も何回も異なったグループによる戦いがアフガニスタンの国土において行われたということとして、例えば建物、カブールの中心地帯でも相当に壊されたところからスタートをするということになりますので、本当に数字の上でどれぐらい良くなったかということは申し上げるこ

とは難しいんですけど、先ほど申しましたように、例えばGNPは年率三〇％で伸びているとか、現在かなり経済状況については明るさが見えてきておりますし、統計、住宅事情がどうなつたかというののもちよつとその辺はよくまだ分からない状況ですが、かなり今までの国際社会の支援と移行政権の自助努力が功を奏しているというふうを考えております。

○島袋宗康君 そこで、アフガニスタンに軍隊を派遣した米國を始めとする各国の軍隊の現在の規模と活動状況について概要を御説明いただきたいと思ひます。

○副長官（浜田靖一君） 現在、テロ対策特措法に基づく協力支援活動のうち、海上自衛隊の艦船による米英軍等に対する艦船用燃料の補給につきましては、平成十三年の十二月二日から平成十五年十月五日まで……

○島袋宗康君 それはまだ質問してないんです。まだ質問してないんです。

○副長官（浜田靖一君） 済みません、申し訳ございません。

今の状況に關しましては、中で、アフガニスタンの、米軍の活動ですか。

○島袋宗康君 アフガニスタンにおけるですよ。

○副長官（浜田靖一君） おけるですね。

それに関しましては、各部隊が、各国の、コア・リッジョンというのか、できることを各国が米軍と、またやれることをしっかりと提案しながら、協調をして、米軍とともに、アフガニスタンの治安活動を含め、活動しているところまででは我々としては把握をしているところでもあります。

○島袋宗康君 私の質問を飛び越えて答弁したので、ちよつと戸惑つておりますけれども、

そこで、日本のインド洋上における、自衛隊を今派遣しておりますけれども、そこでどのような活動をしているのか、また日本は米國以外のどの国の支援をしているのか、それを具体的に御説明いただきたい。

○副長官（浜田靖一君） 大変失礼いたしました。

今の海上に於ける艦船、海上自衛隊の艦船による米軍等に対する艦船用燃料の補給につきましまして、平成十三年十二月二日から平成十五年十月五日まで、約三十三万三千キロリットル、国に關しましては十カ国、米英仏、フランス、ニュージーランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、カナダ、スペイン、ドイツに実施をしているところでございます。

○島袋宗康君 アフガニスタンにおけるタリバーンの勢力は完全に消滅したのか、それとも、なお残存勢力が何らかの活動を計画しているのか、政府は把握している情報に基づいて御説明願いたいと思います。――外務省。

○国務大臣(川口順子君) 失礼いたしました。

アルカーイダ、タリバーンの残存勢力ですけれども、まず、ウサマ・ビンラディン、オマル師等のタリバーンの主要メンバー、アルカーイダの主要メンバーはまだ拘束をされていない状況です。全体としてテロとの戦いは一定の成果を上げて、アフガニスタンはもはや既にテロリストの安住の地ではなくたつたということではございます。

また、先ほどちよつと申しましたけれども、パキスタンと国境を接する南、南東部、東部では、タリバーン、アルカーイダ、それからヘクマティアル派、この活動が連携をしながら活発化をしてきているという状況になっておりまして、治安面ということからは不安材料であると申し上げることができると思います。

○島袋宗康君 アフガニスタンにおけるアルカイダのオサマ・ビンラディンやイラクのフセイン大統領等、アメリカがテロの親玉だとらんだ人たちの行方がいまだにはっきりしておりません。その点について、日本政府としてはどのように考えておられますか。また、国際的なテロ組織と目されているアルカイダの状況についてはどのように認識しておられるのか、お尋ねします。

○国務大臣(川口順子君) これはなかなか把握が難しく、オマル師あるいはオサマ・ビンラディン、時々テレビで映像が映ったり声が放送された

りしますけれども、消息はつかめていないということでもあります。

米国はアルカーイダや又は旧フセインあるいはタリバーン、また旧フセイン政権の残党を追及をしてきてずっとおりますけれども、米国はこれまでその確かな結論を発表しているわけではございませんで、我が国としても、今後の状況について、搜索活動を注視していきたいと考えています。

○島袋宗康君 現在のところ、国際的なテロのターゲットは主として米国及びそれを支援している国と勢力に向けられているようでありますが、それはなぜなのか、その理由について政府はどのように認識しておられますか、御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 治安の確保が引き続き重要な課題であるということは全くそのとおりでして、特にまた、最近、テロの目標が攻撃をしにくいハードターゲットからNGOや国際機関やといったソフトターゲットに移ってきているということも言えると思います。

それで、それはなぜなのかということですが、けれども、国外から流入をしていると見られるイスラム過激主義者がフセイン政権の残存勢力と提携をして、CPAによる統治の失敗を国の内外に印象付けようとしているということ、イラクの国内を混乱させて、今後の政治プロセスあるいは統治の失敗、これを、正統政府が樹立しようとする人なステップを経ていくわけですが、その動きを妨げる、そういったことが目的である、その目的で活動をしているというふうな考えでおります。

○島袋宗康君 現在、国際的な脅威となつていいる自爆テロ等は、主としてイスラム教徒によつてイスラエルやアメリカ及びその支援国に向けられているように思われますが、その原因についてはどのようにお考えになっておられるか、そしてこれらのテロは、現在、イスラエルやアメリカ等が進めている報復攻撃や戦争等の強硬手段によつて根絶ないしは解決できるとお考えになりますか。そ

れについて日本政府はどのようにお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) 中東地域の平和と安定というのは、恐らくいろいろな地域の平和と安定が相互に関連し合つていっているというふうに思いますが、イラクの問題と中東和平というのは、やはり密接に、因果関係という意味ではなくて関連を

しているというふうな思いがあります。中東の和平がやはり根本的に達成をされることがその地域の平和と安定のために重要であるというふうに思っています。逆にイラクが安定をすることが中東和平に対してプラスの役割を、影響を与えるというふうに思っています。

どうしていつたらいいかということですが、けれども、我が国としては、これは双方が自制をして暴力に訴えるということがやらない、そういうことをしなないということが重要だというふうに考えております。パレスチナのアブ・マゼン内閣は、アブ・マゼンは辞職をいたしましたけれども、今度できたクレイ内閣がパレスチナの過激派を取り締まるということが非常に大事であるというふうに思っています。この間イスラエルがシリアについて攻撃をいたしましたけれども、そういった行動も全く問題の解決に資さない、大変に遺憾だと思っております。

武力だけではなくて、武力じゃなくて何が解決の手段として必要なかということですが、これはいろいろな手段が必要であると思ひます。情報交換も必要です、過激派の解体ということも大事でありますし、取締りをする能力を身に付けるということも大事です、治安維持の能力というのもこれに入りますが、重要であると思ひます。そういったことを総合的に、また国際的に総合的な形で支援をしていくことによつて問題が改善していくというふうに思ひます。

○島袋宗康君 私は、このアメリカの、これはアフガニスタンでもそうでありましても、いわゆるイラクに対する攻撃そのものはやはり大量破壊兵器の確認が十分でないというふうな状況もありましても、やはり戦争では事は解決

できないんじゃないかというふうに基本的に思ひますけれども、日本政府として、アメリカが起した戦争についてやはり支援していくというふうな立場をこれからもずっと続けていくつもりです。

○国務大臣(川口順子君) 今、世界が協調をしてイラクの復興のための取組を行っていると思ひます。今度スペインで支援国、復興のための支援国会合が開かれますけれども、我が国はそこにおいて我が国にふさわしい責任を果たしていかなければいけないと思ひますし、それからその他和平、中東和平の問題につきましても我が国として支援をしていかなければいけないというふうに思ひます。

我が国が総合的な形で、イラク特措法も国会を通していただいたわけでして、総合的な形で我が国にふさわしい役割を果たしていく。アメリカもその中で中心になつて活動をしているというふうな思ひますし、我が国にとつて日米関係というのは基本的に重要な関係でありますので、日米同盟関係、そして国際協調関係を重視しながら我が国にふさわしい貢献をしたいと思ひます。

○島袋宗康君 せっかく官房長官お見えです。テロの発生ないし抑止のためには、武力に訴えることなく、せっかく平和憲法を持った日本が率先して国際会議を、会議を呼び掛けて世界の衆知を集め平和裏に解決していく努力こそすべきであつて、唯一の超大国となつてい、驕慢になつた米国の武断主義に追随すべきではないと思ひます。古来、東洋では武断主義ではなく徳治主義が政治の理想であつたことを思い起こすべきだと私は考えましても、官房長官の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 米国の武断主義というようにおっしゃいましたけれども、必ずしも米国は武力ですべてを解決しようというところを考へていっているわけではないと思ひます。ですから、それは認識がちよつと違うんじゃないかなというように

思いますんですがね。そういう米国に我が国として追隨するという言葉も適当な言葉でないんじゃないかなというように思っております。

いずれにしても、我が国は、我が国の国益は何かということ、それがいかに国際社会と協調できるかという、そういう観点から今の行動を行っておるということでございますので、その目的を、それから趣旨を外れるようなことがあつてはいけないけれども、その趣旨になつていくということであれば今後も積極的に協力をしていくと。追隨でない、協力をしていかなければいけない、そのように思っております。

○島袋宗康君 追隨でなければいいんですけども、追隨に見えるわけです。そしてアメリカの戦争を支援していく、これは自衛権の、何といいますか、行使といいますが、そういったふうな面にも抵触するおそれがありますので、やっぱり憲法九条を遵守するという面では私どもはこのテロに対しては反対でありますので、ひとつそういう面で今後考え直していただきたいと思ひます。

○委員長(若林正俊君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

平成十五年十月十五日印刷

平成十五年十月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B